

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第 51 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 4 年 6 月 30 日 (木) 13 : 00 ~ 16 : 09

場所 オンライン開催

○下村室長

それでは定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第 51 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日の小委員会につきましても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日、大石委員、澤田委員におかれましてはご欠席の連絡をいただいております。また、牛窪委員、村木委員におかれましては途中までのご参加、大橋委員におかれましては途中からのご参加といただいております。なお、本日は佐藤悦緒オブザーバーの代理といたしまして内田隆ネットワーク事業制度企画室長にご出席いただいております。

それでは以降の議事進行は山内委員長をお願いいたします。

○山内委員長

承知いたしました。それではお手元の議事次第に沿って、これから議論に入りたいと思います。

本日の議題でございますけれども、まず最初に電力・ガスの需給について、それから 2 つ目が、今後の小売政策について、3 つ目が、今後の電力システムの主な課題についてと、この 3 点の議題となっております。

関東甲信では最も早い梅雨明けとなりまして、猛暑が続いております。7 月からの夏に向けて供給力を確保してきた、われわれも関わってきたわけですが、6 月としては異例の水準の電力需要といった現状でございます。このために、ご承知のように、今週は月曜から東京電力管内において電力需給のひっ迫注意報が発令されたということでございます。供給力が増加するというので、明日以降は需給も改善に向かうと聞いておりますけれども、3 月の需給ひっ迫を受けて新設したばかりの需給ひっ迫注意報を出す、そういう事態になったということでございます。今回の背景と対応状況をご報告いただくとともに、今後の検討課題と対応方向といったものについて、さまざまな観点から幅広くご審議をいただければと思います。

それでは、恐縮でございますけど、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

では、よろしゅうございますかね。それでは議題1に関しまして、事務局より、資料の3-1、3-2について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○小川課長

電力基盤課長の小川です。それでは、まず資料3-1に沿って、電力需給対策についてということでご説明いたします。全体構成、最初に足元の状況、続きまして、夏の見通しと対策、そして、最後に冬の見通しと対策という資料構成になっております。

まずはスライド番号4をご覧くださいと思います。東京電力管内を中心とする需給ひっ迫についてというものであります。

背景・要因を記しておりますけれども、この、6月にしては記録的な暑さということでの需要の大幅な増大、一方で、夏の高需要期に向けた発電所の、今まだ点検中のものが多いという中での需給ひっ迫でありました。そうした中での対応ということで、火力の出力増加や、多エリアからの融通なども行っております。それから節電要請ということで、注意報を26日から継続しているところであります。また、新たな仕組みとしましては、需給ひっ迫準備情報、2日前にということで、ご審議いただいた準備情報というものも27日と28日は出しております。

ちょっとその背景のところを順を追って申し上げますと、まず5ページ目をご覧ください。東京エリアにおける6月の最大需要電力というところであります。グラフがそれぞれの年、2つ並んでおりますけれども、左側が6月の最大電力需要、右の赤い濃いほうが7月の前半であります。

今週に入ってから東京電力管内の最大需要は、一番右のところに囲ってあります5,254、これが月曜日です。その後、火曜日、水曜日と5,200~5,300万kWという水準であります。これは震災以降の6月としては、これまで4,727万kWというのがありましたけれども、それよりも1割以上高い需要レベルということでありますし、7月の前半と比べても、さらにそれを上回る需要ということで、非常に高い需要になっているというのがあります。

一方で、供給側を見ますと、6ページ、以前この審議会にもお示ししておりますけれども、供給の、補修のところ、発電所の補修ということでいいますと、6月はまだかなりの発電所が補修点検を行っている。7月にかけてこれが減っていくという、ちょうど移行期にあったわけでありまして、次の7スライドにありますけれども、まさに本日6月30日から幾つかの発電所が運転再開、その後も、7月に入って上旬、中旬と、続々と供給力が高まっていくという予定となっております。まさにそこに至る前の6月の段階での電力需要の増大の中で、今回需給ひっ迫注意報という事態に至ったというところであります。

そういう意味では、今後供給力がしっかり戻ってくるという中では、夏の対策、以前からこの場でご審議いただいておりますような形で準備しておりますので、そういった意味での需給状況は今後大きく改善してくるのかなと考えているところであります。

続きまして、22年度の需給対策というところで、まず11スライドをご覧くださいければ

と思います。前回この場でご審議していただいた内容を踏まえて、政府においても電力需給に関する検討会合というものを開催いたしまして、総合的な需給対策というのを6月7日に決定しております。夏、冬の対策であるんですけども、まず、その後の進捗ということで、夏の見通しについてということで、14スライドをご覧くださいと思います。

左下の表ですけれども、まず、前回5月の時点では、東北、東京、中部と、この3つのエリアで最低限必要な3%ぎりぎりというところでありました。その後ということで言いますと、上のほうに青い色で増加要因と書いてありますけれども、追加の供給力公募というのを行っておりますので、これによって予備率は改善しております。その他、美浜3号機の運転計画変更、早めに運転できるようになったことによりまして、供給力が改善しております。

一方で、減少要因もありまして、復旧時期の遅れ、あるいは検査工程の変更ということで、減少しているのもありまして、トータルで見ますと、大きく改善して少し減ってということで、右下の3.7%というところになっております。ここ、左では、東北、東京、中部と西のほうのエリアで数字が異なっておりましたけれども、今回最新のものでは、これらのエリア共通で3.7%という数字になっております。

ページ少し飛びまして17ページ、これはkW/kWh公募の結果というところでありまして、kW公募では約136kWが落札ということで、予備率でいいますと約1%全国的に改善する効果を持っているところでもあります。

19ページ目以降は6月の需給に関する総合対策の決定を受けての要請、各発電事業者に対しての安定供給確保に向けた取り組み要請といったような点。一方で、21ページにありますような、小売事業者に対しても供給力の確保、リスクヘッジ、さらにディマンド・リ spons 契約の拡大などの検討要請を行っております。

ここまでが取り組み状況でありまして、夏の対策との関係では、直接に関係するわけでは必ずしもないんですが、最終保障供給というものの関係で、本日幾つかご議論いただきたい点があります。こちらが23スライド以降になります。

まず、最終保障供給でありますけれども、需要家がどの小売とも契約ができないときの、言ってみればセーフティーネットとしての位置付けで、一般送配電事業者が供給するという仕組みがあります。普通に言いますと、最終保障供給というのは極めて限られた量になるというところでもあります。しかし、2つ目のポツにありますけれども、昨今の市場価格高騰というのを踏まえて、ちょっと料金面の逆転現象というのものもある中で、需要家からの最終保障供給の申し込みが急増しているというところでもあります。

次の24スライドにグラフがありますけれども、量がここ数カ月で非常に増えている。通常であれば小売と契約して小売が供給している分について、一般送配電事業者がかなりの量を提供するという事態になっております。上から3つ目のポツにありますけれども、6月15日時点では全国で約1万4,000件、211万kWということでありまして、全国の最大電力需要の1%強という水準になっております。

一般送配電事業者の場合、調整力を持っておりますので、現状、その調整力の一部を使つての供給になっておりますけれども、本来は小売事業者において供給力を確保して、それで供給していくものであります。一般送配電事業者においてこの最終保障供給の分に調整力が食われてしまうということ自体は、送配電事業者が担う全体のバランスを保っていく上でも問題となる、足りなくなる事態が生じるとの懸念がある中で、この最終保障供給に必要な供給力を確保する方策ということについて、本日この場でご議論いただければと考えております。

まず1つ目の論点、25 ページになります。供給力確保の方策であります。大きく2つの方策があるということで、①、②を記しております。電源Ⅱ、小売が契約して使う電源、普段は残ったもの、小売が使った残りの部分を使うというところについての、事前にある意味押さえに行くという方法、それから②はむしろ直接的に市場から取りに行くという方策が考えられるところであります。

このうち①の事前予約というところについては、市場取引後の残った電源であれば、その事前予約ということでは、小売事業者の取引機会を損ねないという観点では、送配電事業者が自由に行えることとして差し支えないのではないかと考えられます。一方で、市場取引の前に電源Ⅱというのを送配電事業者が先に押さえってしまうということがありますと、これは市場に出てくる電源が減ってしまうということから妥当でないと考えられるところであります。

一方で、今度、市場に直接参加するということ、買い手として市場参加するということについては、小売事業者と同じように、取引に参加する限りにおいては基本的には問題ないのかと考えられるところであります。ただ、一方で、送配電事業者、小売事業者とは全く異なる立場で取引に参加するということでもありますので、自由ということではなくて、一定の制約というのはやはり必要になるのかなと考えられます。

具体的にはということで、次の26 スライドになります。送配電事業者が市場から調達するときに、どれぐらいの量をどれぐらい買うかという論点があります。まず、買いの入札量につきましては、2つ目のポツにありますけれども、全体の需給状況を勘案した上での必要最小限のものに限られるのではないかとこのところでもあります。また、価格につきましても、市場価格の至近の実績などを参考としたものとしていくということ、ひつ迫時においてはインバランス価格上限以下とする。非常に高い価格でたくさん入れていくと、直接的に市場の動向にも影響するということでもあります。

また、量、こういった形でどれぐらい市場に参加してきているのかという点については、市場参加者からの予見可能性を保つという意味において、いつから参加するのかといった点、それから調達予定量など、そういったものを示していくということとしてはどうかと考えておりますし、また、事後的には調達実績というのを公表するというのも重要かと考えております。

次の27 スライド、費用負担につきましては、来年度から導入されるレベニューキャップ

制度の下でカバーされるのが原則ではありますが、今年度につきましてはこうした整理としてはどうかというところで、3つ目のポツにありますような、最終保障供給に係る損益については託送料金による回収を認めることとしてはどうかと考えておりました、具体的などろにつきましては、詳細、この電力・ガス取引監視等委員会で検討いただいております。

次、論点4つ目の、市場取引の参加方法というところであります。28 スライド目ですけれども、送配電事業者、基本的に市場には直接には参加しておりませんで、FIT法で義務となっておりますFIT電源の売却のみを行う特別な会員として参加しております。そういった送配電事業者がどういった立場で参加するかといった点につきましては、一番下のポツにありますけれども、取引会員規程の「取引所が適格と認めた者」という形での資格の付与として、一定の制約というところ、買いの入れ方などについての制約の下で取引に参加することとしてはどうかと考えております。

続きまして、これは需要面の対策というところで幾つか整理しておりますが、詳細はご説明割愛しますけれども、6月から産業界・自治体への働き掛けというところで、本小委員会でもご意見いただきました連絡方法、例えば31 ページに、産業界あるいは自治体、都道府県を通じて市区町村へといった連絡体制を整備しまして、6月から順次呼び掛けなどを行ってきたところであります。

そうした中で、足元、ひっ迫という事態が生じておりました、まさにこういった取り組みを進めている中で、今週に入って具体的な取り組みをお願いしているところであります。その他、需要面での取り組みというのを記しておりますけれども、夏の対策というところでは、以上でありまして、続きまして、冬ということで、まず41 ページをご覧くださいければと思います。冬季の電力需給見通しになります。

こちらは、まず左、前回時点では東京がマイナス、さらに、中部から西の各地でも3%割れというところでありました。その後ということではいいますと、復旧の見通しが立っていないなかった新地火力が年内に復旧する見通しとなったというようなこともありまして、全体的に右の表にありますように改善しております。マイナスだった東京がプラスというところでありまして、中部から西の各地も少し上昇しているというところがあります。一方で、依然として各地、北海道と沖縄を除き、最低限必要な3%を割っているという状況であります。

こうした中で、今、足元でも、追加の供給力公募を行った姉崎の火力がまさに本日から運転を始めておりますけれども、次の冬を見据えた場合にも、追加の供給力対策を早めに始める必要があるということで、48 スライドをご覧くださいければと思います。

予備率3%を確保できていないという中での供給力対策、これまで去年の冬向け、今年の夏向けと2回行ってきております。そういった意味では、仕組みとしては大体議論がされてきているところではありますけれども、本日は募集量、それから実施エリアについてお決めいただければということで、49 ページをご覧くださいければと思います。

まず、募集の量でありますけれども、この冬は3%に到達していないところがありますので、そこに至るまでというところで、まず、上から4つ目のポツになります。東北、東京、東のエリアでは100万kW足りていないということ、それから、中部から九州にかけての西のエリアでは、同じく100万kW弱足りていないところがあります。

これに加えて、夏に向けて行ったところは、夏は3%は足りているけれども、やはり需要が増えたり電源にトラブルがあったりするさらにいろいろなリスクがある状況で、プラス1%分を確保してはどうかということで、行っております。これに倣って、冬に向けてもそういったリスク対応というのを東170万、西190万まで募集することとしてはどうかというのが本日のご提案になります。その後の実施方法などは、それまでと同様ということで、参考としております。

55 ページは今後のスケジュールということでありまして、冬に向けてというところでも公募をできるだけ急いで進めていくということで、本日のご議論を経て、7月から8月にかけては募集を開始して決定としていければと考えております。

最後、57 スライド以降は、こういった足元の対策と別途、構造的な、中期的な観点からしっかり取り組んでいくべき事項というの、閣僚会合で整備されております。新規の電源投資促進でありますとか、あるいはレジリエンス強化の観点での連系線の増強といったような点、それぞれ別の場でご審議、検討を進めていただいているところでもありますけれども、そういったところをご紹介します。

事務局から、電力についてのご説明は以上になります。

○野田室長

続きまして、資料3-2、都市ガスの需給対策について説明をさせていただきます。ガス市場整備室長の野田でございます。

それでは2ページをご覧ください。前々回5月17日の本小委におきまして、検討課題として、エネルギーを取りまく国際情勢の一変、EU各国等による非ロシア産原燃料の調達拡大による世界的な原燃料需給のひっ迫といった状況の変化を踏まえ、特に都市ガスについても需給ひっ迫時の需要抑制策について検討を進めるということでやられたところがございます。3ページをご覧ください。

それを踏まえまして、前回5月27日の本小委におきまして、都市ガスについても、電力の需要対策に倣い、需給ひっ迫時の段階に応じた需要対策の考え方を整理し、需要対策の具体的検討を行うという方向性を示させていただいたところがございます。

手段の類型といたしましては、例えば数値目標のない節ガス要請や節ガス協力の呼び掛け、節ガスメニューの提示といった需要家の自主的な節ガスを促す取り組みがあり、次に自主的な取り組みを超えた対応というものがあるということでございます。この中には目標付きの節ガス要請や、個別需要家の需要調整といったところを想定しておるところでございます。さらには、これらの手段では解消できないような深刻な需給ひっ迫への備えとしての規制的な手段ということで、3つの類型をお示しいたしました。4ページをご覧ください。

ださい。

本日ご議論いただきたい事項ということでございますが、先のページの手段につきまして、需給ひっ迫の段階に応じた実施の基本的な考え方として（１）から（３）を整理させていただきます。

すなわち、この１ポツの後段からのところでございますけれども、需要側における対応は国民生活や経済活動に影響を与えるため、（１）として、まずはLNGの在庫確保・追加調達の対応を最大限講じることで、需給ひっ迫発生を防ぐことを基本としつつ、（２）状況に応じて、まずは需要家の生活や経済活動に支障を生じない範囲での自主的な節ガスの取り組みを講じる。（３）その上で、需給ひっ迫の解消が見込めない場合には、自主的な節ガスの取り組みを超えた需要対策等により対応するということといたしまして、この基本的な考え方を踏まえて、各段階について論点１から論点３として本日ご議論をいただきたいと考えてございます。最後に論点４として今後の検討の進め方についてご議論を賜ればと思っております。

５ページをご覧ください。まずは論点１でございます。需給のひっ迫を生じさせないためのLNGの在庫確保と追加調達ということでございます。（１）で、LNGの在庫確保ということでございますけれども、予定をしていたLNGの輸入が突然停止をした場合に、スポット調達等による代替措置を講じたとしても、どうしても入船までに２カ月長のリードタイムというものが想定されるところでございます。この間にLNGタンクの在庫切れを起こさないためにも、在庫水準の維持ということが重要になりますので、必要な場合には他の事業者から緊急的にLNGを融通してもらうための事前の準備というところが重要となります。

資料の３ポツ目でございますように、これまでもそのような観点からの緊急時の融通については、ガイドラインの整備等が行われておるところでございますけれども、私どもとしても幾つかガス事業者からお話を伺っている限りでは、自社の在庫水準を踏まえて、事業者はそのような準備を進めていただいているところでございます。

海外からの追加調達が間に合わない場合の、個社のミクロ的な原燃料不足への業界の垣根を超えた融通につきましては、引き続き必要な検討を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、６ページをご覧ください。LNGの追加調達ということでございまして、ガス事業者は、必要なLNGの調達を主に長期契約で実施をしておりますので、本来、スポットでのLNG調達は、長期契約による調達が計画外にストップをした場合でありますとか、国内の需要が想定以上に上振れをした場合ということだろうと思えます。

長期契約による調達が予定どおりに行われている限りには、特に現下のスポットのLNG価格が非常に高騰している中では、保険的にスポットLNGを調達するということとはなかなか難しいという事情があるかと思えます。このため、スポットでの調達が必要になったときに、機動的に調達に動く必要があるというところでございます。

一方で、このようなときには世界的にもLNGの調達競争が起きているという可能性も念頭に、ガス事業者は、あらかじめスポット調達に備えた情報収集でありますとか、交渉相手との関係構築に努めておるといところでございます。

なお、この点、欧州のように、天然ガスをガス体で地下貯蔵して冬場の需要に備えるというようなやり方をしている地域におきましては、例えば今の時点から冬に向けてLNGをスポットで調達をして、積極的に高額でも調達をして、これをガス化して地下に貯蔵していく、貯蔵率を増やしていくというような取り組みができるということが、わが国との需要の違いとしてあるのではないかと考えてございます。

電気・ガスの原燃料調達における国の支援、補完的な役割につきましては、引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。

7ページをご覧ください。こちらは最近の上流の供給支障の事例を幾つかご紹介させていただいております。昨冬につきましては、マレーシアのペトロナスからの供給が幾つかキャンセルをされるというようなことも起きておりますけれども、それによって影響を受けたガス事業者もございましたけれども、特に需要対策を講じるというような状況には至ってはございません。

また、最近では米国のフリーポートの液化基地での火災ということで、今後3カ月、さらには年内の供給再開というところについてはなかなか見通しが立っていないという状況かと思えます。

また、ロシアからの供給ということにつきましては、ノルドストリーム1によるドイツ向けの天然ガスの供給ということにつきまして、その供給量が、これはガスピロムの発表によれば、修理に出したガスタービン、コンプレッサーがカナダから戻ってこないというようなことを理由として、足元6割減というようになっているということも報じられているところでございます。

ページを飛ばして、12ページをご覧ください。次に論点2でございまして、需要家の生活・経済活動に支障が生じない範囲での節ガスの要請ということでございまして、都市ガスの需要対策につきましては、都市ガスの供給ネットワークというのが基本的にはそれぞれ独立をしているということ、小売事業者ごとにLNG調達先に違いがあるということから、仮に需給ひっ迫が懸念される場合が生じたとしても、それは、全国一律ではなく、供給ネットワーク単位、小売事業者単位になってくると考えております。地域によって差異ある対策を想定する必要があるということかと思えます。

また、電気の場合は供給エリア内のほぼ全ての住民、企業が需要家ということが想定されるわけでございますけれども、都市ガスの場合には、オール電化のご家庭でありますとか、LPガスを使っている需要家の方というのは、都市ガス需給のひっ迫の影響は受けないというような特徴もあろうかと思えます。

そういった特徴も踏まえ、特定の供給エリアの都市ガス需要家に対し、ガス利用の節約を要請し、自主的な取り組みを促すためには、どのような要請の仕方が適切か、また、ど

のような情報提供と共に要請することが適当か、ガス小売事業者、国、さらには地方公共団体がどのような役割を担うことが効果的かなどにつきまして、ご議論をいただければと思っております。

また、節電の取り組みにおきましては、DRといった手法も注目されております。一方、都市ガスにつきましてはピークの抑制という発想がなじまないという違いがあるわけですが、需要家にガス消費の総量を抑えてもらうための手段として、単なるお願いだけではなく、経済的なインセンティブを活用した手段も、今後工夫の余地があるのではないかと考えております。

続きまして13ページでございますけれども、こちらは情報の提供という観点で電力会社が公表している「でんき予報」の事例でございます。

14ページをご覧ください。こちらはドイツ政府が現在行っている節電や節ガスのキャンペーンのバナーでございますとか、ガス供給量やガスの備蓄の水準の情報の発信の事例でございます。

それでは、15ページをご覧ください。論点3でございます。生活・経済活動に支障が生じない範囲での節ガスを超えた対策というものを講じる場合についてということで、論点3を提示させていただきます。(1)から(8)までの検討事項の例を挙げておるところでございます。

まず(1)でございますけれども、こういった場合には、やはり数値目標を付して節ガスをお願いするというのも念頭に、それ以前の段階での節ガスの要請でありますとか情報提供の在り方から、何か変更すべき点があるか、質的な変更を伴う点があるかといったところが論点かと思っております。

また、(2)番、一方で、踏み込んだガスの需要抑制を求めるとなった場合、これを求めることがなかなか難しい、適当ではないといった需要家の類型といったものもあるかと思っております。こういったものについても整理が必要だと考えております。

(3)、(4)につきましては、実際に個別の需要家に需要抑制を求める場合に、検討を留意すべき事項としてどのようなものがあるかといったところでございます。

(5)は、ガス利用の代替手段として、どのようなものがどの程度活用が見込めるか、そして(6)、(7)は、いわゆる都市ガスの需給ひっ迫時の事業継続計画として、ガス小売事業者や、特に産業の需要家について、どのような準備を講じていただくことが適当かという論点。

最後に(8)でございます。国の関与ということで、こういった取り組みについて、市場ベースの取り組み、ガス会社と個別需要家の契約ベースの取り組みだけで十分に機能するか、国の関与としてはどのような在り方が望ましいかといった点についてご議論をいただければと思っております。

以降、参考資料でございます。16ページは電気の使用制限令の概要でございますけれども、対象となる需要家ということについては、大口需要家に限定をするといったことで

あったり、病院等については除外というようなことを行っているということかと思えます。

17 ページは、ドイツにおける緊急時の天然ガスの配給方針の概要ということでございますけれども、緊急時には、政府によるガスの使用に対する介入というものが、ドイツ、EUの制度では行うということになっているわけでございますけれども、一般家庭、消防、病院、警察、学校、保育園、軍などへの供給というのは、保護すべき需要家として対象としておるところでございます。また、産業用の需要家へのガスの割り当てということについても、緊急度、損害費用、社会全体の重要度といった基準を考慮するというようなことがうたわれているところでございます。

19 ページをご覧ください。こちらはガスの大口需要家の供給契約における需要調整に関する規定の一例でございます。大口というのは基本的には相対での契約が基本でございますので、一律にそうだということではございませんけれども、契約の中で、適用条件という形で、こちらの資料の中段のような規定が盛り込まれている場合がございます。

20 ページをご覧ください。こちら企業のBCP、事業継続計画ということでございますけれども、内閣府が公表しております事業継続のガイドラインにおきましては、災害だけではなく、あらゆる危機的事象を想定したものが施行されておることでございます。都市ガスにつきましては、これまで需給ひっ迫というような事象が生じていなかったことから、事業継続のリスクとして織り込んでいらっしゃる企業も多いのではないかと思いますけれども、一方で、感染症や水不足、電力不足というものにつきましては、段階的かつ長期にわたり被害が継続するリスクとして認識をされているということのようでございますので、今後は都市ガスの需給ひっ迫につきましても想定をしたBCPの準備ということが大事なのではないかと思っております。

21 ページをご覧ください。論点4でございまして、今後の検討の進め方ということでございます。本日、論点1から3につきましてご議論をいただいた上で、今後につきましては、論点1につきましては引き続きこの本小委で必要な検討を行っていただきたいと思っております。また、論点2、論点3につきましては、ガスに特化した議論も多いと思っておりますので、ガス事業制度検討ワーキンググループにおきまして技術的・専門的な検討を深めていくこととしてはどうかと考えております。以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。電気とガス両方について、需給対策ということでございます。

それでは、内容について皆さんにご議論いただきたいと思えます。ご質問、ご意見のある方はチャット欄でお知らせいただいて、こちらで指名させていただくことにしたいと思います。いかがでございましょう。内容について何かございますか。

電気のほう、特に今大変な時期だということでもいろいろ報道されていることでもありますけれども、先ほど小川課長からお話があったように、今後に向けても、これを早急に対策

を取らなきゃならないということでもありますので、皆さんのご意見、ぜひとも伺いたいと思います。いかがでございましょう。

今ちょっとあれが出たんですけど、声が聞こえていないという。大丈夫ですか。

○下村室長

岩船さんから。

○山内委員長

そうですか。岩船委員が発言ご希望ということで、岩船委員、どうぞ。ご発言ください。

○岩船委員

ご説明ありがとうございます。今回整理していただいた内容を、1つずつごもつともと思ひまして、特に強い意見があるわけではないんですけども、どなたからでもご発言がなかったもので、まず発言させていただきました。

今の需給ひっ迫、これだけ前倒しで暑くなるというのはかなりイレギュラーな状況だと思いますので、なかなか今安定的な状態を維持するというのは非常に難しいなという状況ですけれども、できることを1つずつ積み上げていくしかないですし、そういうふうに対応していただいているんだと思います。

ただ、やっぱり世の中の受け手側の情報を見ると、やはり「暑いのにエアコンを下げるなんてできない」などの、かなりヒステリックな感じの反応も見られますので、バランスを取りつつお願いしなくてはいけないと思います。なるべく時間を追っていろんな対策を積み上げていって、時間遅れがあるのは仕方ないんですけども、タイムリーに情報の提供ができるような仕組みが重要なと思います。朝の状態では夕方厳しそうだったけれども、いろいろ積み上げられて大丈夫になったのであれば、大丈夫になったという情報も出していく必要があるのかなと思いました。ただ、あまりお願いばかりしていますと、今度は需要家のほうも慣れてしまって、逆に節電への協力も少し薄れてしまうというようなこともあるので、そこのバランスを考えていくことは重要かと思いました。

3-1に、最終保障供給の現状と課題についての整理もございました。料金の見直しは、案としては出されていますけれども、この後の議論にもあると思うんですけども、まだ手当てができていない状況です。どんどん該当する需要家が増えている状況では、やはり一送さんによる市場からの電力の調達などが速やかに行われるように、ご提案の内容で結構だと思いますので、対応をなるべく早急にお願いしたいと思いました。

ガスのほうに関しても、節ガスというのはこれまでもなかった話で、末端の需要家までとなると、かなりイメージしづらい部分もあると思うんですけども、これまで節電の話が出るたびに、冬は特に、電気をガスに変えればいいみたいな頭も少しあったと思いますので、今度はその代替関係が効かないんだということで、電気とガスの使い方をセットでお願いしていかなくちゃいけないというところは留意して進めていただければなと思います。

ご説明にもあったように、ガスに関しては、みんなが都市ガスであるわけではないです

し、節ガスしてほしいのは一部の事業者という可能性もありますので、小売事業者さんの役割がますます重要になると思いますので、そこは小売事業者さんを窓口にしてうまくお願いしていくようなことを検討する必要があるかと思いました。雑ぱくですが、以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

秋元です。どうもご説明いただきましてありがとうございます。まず資料3-1ですけれども、今の夏の電力需給のひっ迫ということですが、やはり今、急激に電力需要が上がっていて、電力需要の予測というのが非常に難しくなっているかなと、以前もご発言させていただいていると思いますけれども、電力需要の予測向上が重要と思っています。その辺りの詰めを早急にやっていくということが必要かなと思っています。

あとは、やっぱり余力が非常に少なくなってきていますので、そういう面では補修時期が非常に難しくなっている。補修枠がぎりぎりの状況でございますので、そういった中で、やりくりの中で、夏、冬だけではなくて、端境期のところでも厳しい状況が起こり得るようになってきているということで、そういった対応を包括的にしていく必要があるかなと思っています。

既にいろいろな対策の検討ということがいろいろな場で進められてきていますので、適切な検討は進められていると理解していますので、そういったさまざまな場でしっかり詰めていって、あとは全体整合性をしっかり見ていくということが重要だと思っています。ちょっと感想めいたことですが、1番目については以上です。

それで、2番目の最終供給の部分ですが、ご提案いただいたように、一送がスポットを買うということを認めるということで結構かと思いますが、事務局もちょっとご説明で触れられたと思いますけれども、やはりそれによってスポット価格が高騰するリスクというものもありますので、本当に電源Ⅱの余力があるのかなのかといったような事後検証をしっかり行っていただくということが必要かと思っています。特に託送料金で料金回収できるということになると、高い価格で買っていくということになりかねないので、その辺りの検証はしっかり行っていただきたいと思います。

3番目、冬ですけれども、ご提案いただいた形で結構かと思いますが、時間がないと思いますので、速やかに手続きを進めていただければと思います。

資料3-2、ガスのほうですけれども、こちらも書かれていること、異論なくて、論点4のほうで、いろいろ別の委員会、この委員会でも検討ということですが、そういったところで検討を深めていただければと思いますが、いずれにしても、こういったことをやろうと思うと、国の関与ということをしつかりしないと、なかなか事業者だけで節ガス要請を個別にやっていくというのは非常に大変だと思いますので、国の関与をしつかり取っていくということが大事かと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、松橋委員、どうぞご発言ください。

○松橋委員

松橋でございます。2点申し上げさせていただきます。先ほど来ご意見ありました最終保障供給についてですが、一般送配電事業者がスポット市場へ買い入札をかけるということについて私も初めてお聞きしまして、やむを得ないことであるとも思います一方で、他の事業者と比べると非常に規模が大きいと思われまので、いわゆる市場でいうと寡占に近いような状態になるということで、非常に影響が大きいのではないかとこのふうにも懸念いたします。

もちろん他にいいアイデアがあるわけではありませので、当面こういったご提案の方向で進められることで特に私も異存があるわけではありませませんが、影響をよく注視していただいて、今後も何らかの改善の余地があれば、ぜひそれを検討していただきたいと思ひます。

2つ目はLNGの確保についてでございます。電力のこの夏、この冬の状況はよく分かりまして、常に行政の方が非常に真摯にご対応されているということで、私も非常に感銘を受けておりますが、LNGの確保については短期的な問題だけではない構造的な問題がある。言うまでもなく、それはロシアの問題でございます。これは行政の方が脱ロシアのトランジションということをおこなっていますように、その方向に向かうんだと思ひますが、では、代わりにどこからLNGを確保するのかというのは非常に難しい問題であると思ひます。

その意味で、短期と長期にぜひ政策を分けてお考えいただきたいと思ひます。短期的にはロシア以外のところから何とかガスを確保する、それから節ガスを行う、これ以外にそんなに妙案があるわけではないんですけれども、長期的にはやはり代替ガスを製造するというのを考える必要があつて、それは、いわゆるフィッシャー・トロプシュ合成であり、サバティエ反応でありますけれども、これらはいずれも非常に古い、伝統ある技術で、技術としてはすっかり確立されているものです。

ただ、大規模にガスを製造する、しかも、カーボンニュートラルの動きに合わせてシフト反応でCOと水素の比を調整するのではなく、不足分の水素をできるだけグリーン水素のような形で補填（ほてん）していくということをお新たに考える必要があつて、なおかつ大規模に製造しなければいけないので、インフラを考へて、かなり政策的に強いことを表明して、国プロとして進めていく必要があるのだと思ひます。

これは5年、あるいはそれ以上の年数を要すると思ひますが、このロシアの問題、戦禍がやんでも5年、10年、あるいは20年続く可能性が高いと思ひしておりますので、長期的な視点を持って、短期的なLNGの確保だけではなく、節ガスだけではなく、長期的には今言ったような代替ガスを製造するプロセスというものを国が育てて、併せてカーボンニュートラルの問題を含めてぜひお考えいただきたい。短期・長期に分けてお考えいただきたいと思ひしております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、武田委員でしょうかね。武田委員、どうぞ。

○武田委員

資料3-1について発言いたします。まず、電力需給の現状と対策の進捗に関して非常に丁寧な説明をありがとうございます。

足元の状況について、新設された需給ひっ迫準備情報や、需給ひっ迫注意報を早速活用して、需要家に対して早め早めの情報発信が行われ、一定の効果が得られているものと評価をしています。引き続き適切に運用するようお願いいたします。経団連としても、各関係方面からの要請を踏まえ、連日会員企業に対して節電の呼び掛けを行っているところであり、今後も積極的に協力していく所存です。

その上で、安価な電力の安定供給は、国民生活はもちろん、事業活動の大前提であり、需給ひっ迫が常態化・長期化すれば、ディマンド・レスポンスを含めた節電の長期実施などによって、企業活動への制約につながり、企業の収益への悪影響が懸念されます。既に供給公募などを実施していただいておりますが、例えば、ピークシフトにつながる変動性電源への蓄電池の設置支援など、即効性のある短期施策についても検討していく必要があるのではないかと考えています。

また、6月のこの時期に連日注意報が発令される事態になっている点について、火力発電所の補修点検が行われている期間に想定外の気温上昇が重なるなど、やむを得ない部分もあるかもしれません。しかし、前回の冬の需給ひっ迫時も3月と、いわゆる高需要時期から少しずれた時期だったことを考えると、需要想定の内在性の再検討や、発電所の補修時期の変更等、運用上の一層の工夫も必要ではないかと考えています。気象庁をはじめとする関係機関から適切に情報を入手し、検討を加速するようお願いいたします。

最後に、資料にも記載がありますが、今後補修点検が終了した電源や供給力公募によって確保した電源が稼働するため、こういった需給ひっ迫が一定程度緩和されることが期待されるものの、依然として綱渡りの状況であるということには変わりないと考えます。供給力不足という構造的な問題への対応を含めて、電力の安定供給に万全を期すべく、引き続き政策を総動員していただきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、村松委員がご発言ご希望ですね。村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえています。

○村松委員

ありがとうございます。ここ数日間の大変な需給ひっ迫状況で、関係事業者の皆さま方、またエネ庁の方々、OCCTOの方々、関係各位のご協力、ご尽力ありがとうございます。

こちら一国民として協力できることがあればということで、私も節電に努めている次第です。一連の流れの中で、注意報から警報へといったところはまさに当初計画していた行動の実践が行われているところですが、計画停電についてのコメントです。

計画停電については、旧一般電気事業者におかれましては、グループ会社で定期的な訓練を行っていると聞いております。一方、新電力、小売事業者さんにおかれましては、そういった準備が着手できているのかというのが、ちょっと私のほうでは把握できておりません。顧客の窓口となりますし、やはり対応準備には時間がかかるものですので、この辺りは資源エネルギー庁から音頭を取って進めていただければと。計画停電を行わないに越したことはないんですが、準備をしておかないと、いざというときに対応ができないので、その辺りの準備をお願いできればと思います。

あと、他の委員の方々からご発言既にあった事項の繰り返しになってしまいますが、最終保障供給において、一般送配電事業者が供給力確保のためにスポット市場から調達するという点につきましては、これは本当にやむない事態で仕方がないのかなと思うんですけども、先ほどご発言ありましたように、市場価格に大きな影響を与える恐れがございますので、そこの辺りのモニタリングというのは併せて行っていただければと思っております。

最後に都市ガスの需給対策についてですが、こちらにも既にご発言あったとおり、私も同じ考えですが、平時における事業者としての努力というのは当然行っていくことではあるんですけども、ここで挙げていらっしゃるの、かなり段階が上がった、国としてのエネルギー安全保障レベルのお話かと考えております。そういった場合には、国の支援を、きちんと行っていただく。事業者努力では、もうとても対応できない。そもそも、ガスの場合は影響が長期・広範囲に及ぶという電気との違いがございます。節電はピーク時について対応すればいいですけども、節ガスの場合は、何週間これを我慢すればいいのという話にもなりますし、電力と他事業者、こういった他の大口需要家との間のLNGの配分についてといったことだと、事業者間だけではなかなか対応が取り切れないので、ここは国のほうで入っていただければと思っております。

情報公開については、節電を促すために、かなり詳細なものが現在公開されるようになっておりますけれども、ガスに関しては、今回こういった形で準備を進めていく中で、ちょっと慎重な検討は必要なのかなと思います。節ガス要請のためにももちろん必要だとは思いますが、出すことよっての弊害、例えば、ここがガスが足りないのだったら、ガス事業者の足元を見て価格を吊り上げることも可能という情報を発信するような形になりかねないので、ここは慎重なお取り扱いをしていただければと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず、資料3-1に関してです。スライド6および7を示してくださったことをとても感謝します。ここの委員会で参加している人にとっては常識なのかもしれない。公開システムを見れば直ちに分かるということは常識なのかもしれないのですが、多くの人にとっては必ずしもよく知られている事実とは言えない。

いろいろな人に聞かれる、そのときによく指摘されるのが、今確かに暑いけれど、7月の中旬以降、8月であれば、これぐらいの暑さは普通にあるじゃないか。にもかかわらず今危機ということは、今年はこの後ずっと節電注意報、警報が出っ放しになるのかというご懸念やご指摘をよく受ける。その可能性はゼロだと現時点で言うことはできないと思いますが、こういう事情があることが、スライド6、7を経産省のほうで改めて示して説明していただくことによって、かなり理解が得られたのではないか、あるいは理解が得やすくなるのではないかと思います。ある種の心配が軽減するのではないかと思います。このような形で示してくださったこと、もちろん今まででも示していただいていたということではありますが、改めて示していただいたことをとても感謝しますし、こういう点を不安に思っている人もいることを念頭に置きながら、今後も私たちは説明していかなければいけないと改めて思いました。

次に、夏の既に取りられた対策および冬のこれからの対策に関して、合理的な対策がなされたし、それから、これから取られる対策も合理的だと思います。事務局の提案、もっともだと思います。いつも同じことを言って申し訳ないのですが、供給力が足りない事態が起こったときに、老朽火力というか、休止火力の再稼働はとても重要な選択肢ではあるけれど、他にはないのかと。

特に不足しているようなエリアで、例えばそのお金を使ってコジェネだとかを支えるとかのやり方はないのかという点をずっと言い続けてきました。これが、でも、この対策は短期間の対策なのに、コジェネを新規に入れると、その後10年、あるいはそれ以上動くじゃないか、だからむしろそれはデメリットが大きいといつも指摘されるのですが、でも、これだけ供給不足が続くということは、この後、今も、すぐにも供給力を底上げしてくれて、なおかつそれを10年間底上げしてくれるのはむしろメリットなのではないかと思います。どうしてこういう発想にならないのか。

コジェネでガスを使うと、今度、ガスが途絶したときの不安定性を高めるじゃないかという点は、それは一瞬もっとも聞こえるのですが、老朽火力・休止火力を立ち上げるといときに、ガス火力は排除していないので、ガスを燃料に使うという点では同じだと思います。

それから、長期、もう一回リプレイスされた長期をにらんで、ゼロエミッションをにら

めば、化石はまずいという点に関しても、ガスだってこの後 2050 年を目指してゼロエミッション化していくということは既定方針になっているということを考えれば、むやみに排除する必要はないと思います。電力事業者としては、電力消費者の負担でガス業界の利益になるような、そんな政策なんてけしからんということだとは思いますが、しかし、これは供給力不足というのは、1つは電力事業者の行動の結果でもあるわけで、そちらのほうが合理的な対策だということであれば、そっちのほうに、もう思い切ってかじをきることを考えなければいけないのではないかと思います。

次に、最終保障契約に関してです。これは建前というか、理想論としては、本来はセーフティーネットなので、基本的にはほとんどの人が選ばない。小売部門のほうで、これよりは魅力的な契約が出されて、その結果として大半の人がそちらを選ぶのが本来の姿。

従って、一番美しい姿は、この後の資料でも出てきますが、例えば少なくとも支配的な事業者が、今標準約款として出しているもので、全ての消費者を受け入れて、その標準約款は最終保障契約と最悪でも同程度か、あるいは若干平均的に有利な契約となる。その姿が本来は望ましい。そうすると、ほとんどネットワーク部門は市場に参加しなくてもよい状況になる。これが望ましいと思います。

しかし、そのような理想的な状況がすぐ実現するというを前提として、だから準備しないというわけにはいかないで、今回の提案が出てきたと思います。この文脈では、相当限定的に、参加に関して事後的なモニタリングだとか情報公開だとかというようなことを丁寧に書き入れていただいたということで、ネットワーク部門が市場に参加することの不安は、この整理のとおりによられれば、かなりの程度なくなると思います。

ただ、矛盾したことを言うようですが、私は、一般論として、ネットワーク部門がもっと市場に参加すべきなのでないかと他の文脈でも思っています。例えば、事前に抱え込んだ供給力がもし不要になったとすれば、市場に供出するだとか、あるいは、本当に必要なときには市場に参加して調達できるという道を残しておけば、あらかじめの調達量を減らせるだとかという、そういういろんな改革につながる可能性があるので、この議論を契機に、ネットワーク部門が市場に参加することについて、タブー視しないで道を開いていくべきだと思います。

ネットワーク部門は究極のインサイダーだ。だから、それが市場に参加するのはけしからんという発想で今までずっと忌避されていたわけですけど、利益を最大化するために参加するわけではないので、従って、その参加の情報が仮に公開されたとしても、それは経営情報になるということはきっとないと思いますし、当然にいろんなモニタリングを受けるといふことに関しても問題は起きないと思いますから、そのようなことを前提として、合理的な範囲で市場に参加していくということを、これ以降もいろんな文脈で考えていくべきだと思います。

次、57 ページのところ、これからの構造的な対策に関して、合理的な整理を改めて見せていただいたということだと思います。着実に進展させていかなければいけないことだと

思います。それで、まず考えていただきたいのですが、昔話をするようで申し訳ないのですが、10年前、あるいはそれよりもう少し手前の時期も含めて、首都圏において発電所の増設計画はいっぱいあったし、増設の提案も多くあった。それって、かなりの程度撤回されてしまった。最終的な理由は合理的な様々な理由があったのでやむを得ない面もあるが、無視できない割合は、ネットワーク部門の余りに遅く余り非効率でコストのかかる対応に失望している間に外部環境が悪化して出ていった、ネットワーク部門がもっと迅速に効率的に対応していたら、外部環境が悪化する前に着工できたものがあったはずですよ。

そのネットワーク部門の対応も、失望はさせたけど合理的な対応だったものもあったのは事実ですが、私たち素人の目から見て憤慨するような対応もあったと私は思っています。

それで、これでは駄目だということで、ネットワーク部門の改革がその後、遅過ぎたということは確かにあると思いますが、遅過ぎる歩みではあったとしても一定程度進展してきた、そのような問題が起きないようにという点に関しては、かなりの程度改革されてきたと思います。

しかし、私たちは改革した、問題はなくなったか大きく軽減された、というつもりなのだけれど、ひょっとしたらまだそちらの問題も、気がついていないだけで残っているのかもしれない。今後そのような問題が万が一起こってくれば、やはり速やかに改革をこちらの面でも進めなければいけないということだと思います。かつての問題を頭の隅に入れながら、議論を注視していかなければいけないと思います。

さらに、最後のところで、蓄電池に関する期待も出てきていて、全くそのとおりだと思います。蓄電池、原理的には、充電するときには電気の需要家として扱って、放電するときというのは、いわば余剰の逆潮流をするということと同じ扱いにするのであれば、昔から参入はできた。もしそんな整理をしたとすると、充電側は需要と整理してしまうと、1つ間違るとFIT賦課金がかかり、なおかつ託送料金の従量料金がかかるなんていうことになってしまう。こうなるとほとんど採算取れなくなってしまいます。揚水発電は、もちろんそんな不合理な整理にはなっていない。蓄電池を発電事業として位置付けているという改革の肝はそういう細かい点ではあるが、採算性に決定的に影響を与えるところにもあると思います。

つまり何が言いたいのかというと、大きな大方針として、蓄電池は重要だから支えていきましょうと言っても、とても細部などところの設計を間違えると、全く普及させられなくて、全く普及させられないけど必要だということだと、膨大な補助金が必要だ、また膨大な国民負担だということになってしまう。そのような細部がとても重要だというようなことは十分念頭に置きながら、どう推進していくのかを今後も考えていただければと思います。

次に、ガスです。これからの議論として、合理的な整理がなされていると思うので、もう追加で言うことはありません。この整理のとおりに進んでいただければと思います。ただ、1点注意しておかなければいけないのは、まさに村松委員がご指摘になったとおり、安全保障とかというような、そういうレベルでの懸念がまずここで示されたのだというこ

と。

2020年度では、電気のほうでは、燃料制約だとかを引き起こすことも頻繁に起こったわけですが、ガス業界はそのようなことは起こしていない。長期契約の割合は、このような問題が起こる前からずっとガス業界は意見を表明していて、高い割合を意図的に維持してきた。電気に比べて高い割合の長期契約で調達してきた。ガス業界は一貫して安定供給を重視してそういう努力をしてきたということ。その結果として、問題を電気のように起こしてはいない、ということも頭に入れた上で、それでも必要なことを整備するということは忘れてはいけないと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。委員の方で、他に発言のご希望、いらっしゃいますでしょうか。

もしよろしければ、オブザーバーからの発言ということで、電事連の佐々木オブザーバーからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。まず初めに、東京エリアを中心といたします厳しい需給状況につきましては、冒頭山内委員長からありましたように、今週の月曜日以降、東京エリアで連日にわたり需給ひっ迫注意報が発令されるなど、厳しい需給状況が続いておりますが、今のところ皆さまの多大なる節電へのご協力によりまして、安定的に電気をお届けすることができております。改めて心から感謝を申し上げます。

私ども事業者といたしましても、全国の電力会社と連携して、さまざまな需給対策に最大限努めてまいります。加えて、先ほど岩船委員からもありましたように、適切な情報提供にも努めてまいりたいと思っております。引き続き無理のない範囲で節電へのご協力をお願い申し上げます。

続きまして、資料3-1についてコメントをさせていただきます。前回、冬に向けたkW公募の準備を早急に進めていただきたいと申し上げましたところですが、早速ご議論いただきましてありがとうございます。募集量の考え方や今後のスケジュールが示されましたことから、事業者としても応札に向けた検討や準備を進めてまいりたいと思います。

また、構造的対策の進捗状況もご説明いただきましたが、中長期的に安定供給をしつかりと確保していくという観点から、構造的対策は非常に重要な課題だと認識をしております。早急に議論を進めていただきますようお願いいたします。私ども事業者といたしましても、検討に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。私からの発言は以上となります。

○山内委員長

ありがとうございます。続いて、送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。私からは、電力需給対策について3点申し上げます。初めに、6月27日からの需給対応についてでございます。

6月としては異例の暑さによる需要の大幅な増大等に伴う、東京電力パワーグリッド管内を中心とする需給ひっ迫に対し、一般送配電事業者としても、広域機関と協力しながら、電源等の補修計画調整や、広域機関の指示による需給ひっ迫融通、それには揚水発電所のポンプアップ原資となる夜間の融通送電を含みますが、また、電源Ⅰの発動要請、電源Ⅱの増出力運転、自家発のたき増し、水力の50Hz/60Hz両用機の切替えなどの需給対策を行っております。

また、需要家の皆さまには節電等のご協力をいただき、この場をお借りし感謝申し上げます。今後も引き続き、一般送配電事業者としても、国や広域機関と協力して、需給状況に応じたタイムリーな情報発信などに取り組んでまいりたいと思います。

次に、最終保障供給の課題について申し上げます。最終保障供給の契約電力が増加し、現在、夏の全国の最大電力需要の1.3%に相当する状況であり、一般送配電事業者が安定的に必要な供給力、調整力を確保できるか懸念が生じております。今回の整理のとおり、最終保障供給に必要な供給力の確保策として、卸電力市場におけるスポット市場を通じた供給力の調達が決まりましたら、国や広域機関とも相談しながら、速やかに準備を進めてまいりたいと思います。

最後に、2020年度冬季に向けたkW公募についてです。今回の公募は、これまで実施したkW公募に比べて募集量が多く、例えば、この夏の追加供給力対策としての募集量の約3倍の規模でございます。この必要な量を確保するために、発電事業者等への周知について、国や広域機関からもご支援をいただければと考えております。

また、49スライドに、注釈として、期間外の12月および3月の供給力の供出に対してインセンティブを持たせる仕組みとしてはどうかという記載がございますが、これはどのようなインセンティブを持たせることを想定しているのか、また、入札の要件に関するのか否か、これを確認させていただきたいと思います。

今回の整理のとおり決まりましたら、一般送配電事業者としても、今冬の追加の供給対策としてのkW公募に向けて、しっかりと対応してまいりたいと思います。なお、今夏、今冬に向けた一般送配電事業者によるkW公募は暫定的な仕組みであり、供給力確保の恒久的な制度の在り方、確保する主体については、引き続き関係する審議会で整理、ご審議いただくようお願いいたします。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、エネット谷口オブザーバーなんですが、岩船委員からご発言ご希望ありますので、岩船委員、どうぞ先にご発言ください。

○岩船委員

すみません、ありがとうございます。先ほど松村委員から、電源建設がネットワーク部門の対応のまずさがあったかで取りやめられたみたいなお話があったかと思いました。この点、重要だと思ひまして、再度発言させていただきました。

新規電源の建設が進まないのは、石炭火力は環境の問題があり、かつ、その他の電源に関しても、再エネがたくさん入る中で、市場へは限界費用の入札が求められ、容量価値に対する収入の見通しというのも不確定ということで、投資に対するコスト回収の見通しが立たなかったからだと私は認識していたんですけども、その辺り、本当はどうなのかというところは、ぜひ調査していただいて、教えていただきたいと思いました。

やはり、これから新しく電源が立つかどうかというのは、今後の安定供給において非常に重要ですし、恐らく今議論されている長期電源市場、その在り方にも関係してくると思いますので、その辺りは精査して、今後ご説明いただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。非常に重要な点ですので、また後ほど事務局からのコメントをいただきたいと思ひます。それでは、谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。資料3-1の最終保障供給における一般送配電の市場調達の方向自体には特に異論ございません。一方で、何人か委員の方からもご発言があったように、その入札量、入札価格が取引市場の約定価格に与える影響というところも懸念されますので、この資料の中でもございます最小限の調達量の運用の徹底と、市場の約定価格等を十分踏まえた額の入札価格の設定ということを、運用のフォローをいただくとともに、結果に対して改善の余地等があるのであれば、きめ細かにフォローいただけるようお願いできればと思ひます。

それから、松村委員からもございましたが、そもそも標準メニューによる受け付けが再開できるような環境が整えば、こういった課題もなくなると思ひますので、そちらの環境整備の支援、フォローというところも併せて行っていただければと思っております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。今、松村委員からご発言ご希望ということで、委員ですので、ご発言を優先したいと思ひます。どうぞご発言ください。

○松村委員

誠に申し訳ありません、途中で割り込んで。岩船委員のご発言で、ミスリーディングな発言をして申し訳ありませんでした。私はそう言ったつもりだったのですが、電源が退出したのは、多くのものは合理的な理由がある。まさに岩船委員がご指摘になったとおりで思ひます。ネットワーク部門の起因で計画が遅れ、諦めたというようなものがあったとしても、それもネットワーク部門側から見て合理的な説明だったというものもあると言ったつもり

でした。

従って、岩船委員がご指摘になったような理由がなかったと言うつもりもありません。しかしご発言は、本当に10年前の電源の計画を前提とされたものかどうか、もう一度頭を整理していただきたい。まだその時点ではネットワーク部門の法人分離も決まっていないう時期になります。それで改革が進んできた。いろんな改革が進んで、今は問題はないと思っているのだけれど、でも、私の誤認かもしれないので、もし問題が起これるのであれば注視してほしいと申し上げました。今もまだ具体的に対応すべき明らかな問題があるととられるミスリーディングな発言をして申し訳ありませんでした。

○山内委員長

よろしいですかね。いずれにしても、またその問題についてはコメントをいただきたいんです。ここでもちゃんと扱わなければいけない問題だと考えておりますので、その点、よろしく願いいたします。それでは、次は日本ガス協会早川オブザーバー、どうぞご発言ください。

○早川オブザーバー

早川です。ありがとうございます。都市ガスの需給対策について、丁寧に整理いただきましてありがとうございます。ここでの論点1から3について、それぞれ簡単にコメントをさせていただきます。

まず論点1につきまして、注2にも記載がありますけれども、ガス協会としては、大規模供給途絶時の概要ガイドラインを策定しておりまして、LNG生産地でのトラブルなど、一時的な原料不足が発生した場合には、このガイドラインを活用して対応しております。

一方で、本議論の前提でもあるサハリン2の供給途絶といった、国内のエネルギー供給に甚大な影響が生じる場合には、長期にわたって対応が必要となり、事業者や業界の努力だけでは解決し得ないことも懸念されます。こうした場合に備えて、今回、エネルギー全体を捉えたスキームをご検討いただくものと理解しております。

また、このような量的確保の側面と並行して、現下のスポットLNG価格高騰局面では、融通も含めたLNGの追加調達、事業者によっては経営や持続的な安定供給にも支障を生じかねないため、こうした観点でのご検討もお願いできればと思います。

次に、論点2につきまして、需給ひっ迫が懸念される場合においても、ガス協会としては安定供給の継続に最善を尽くしてまいります。その上で、節ガス要請を行うに当たっては、お客さまにご理解をいただくことが重要であり、自主的な節ガス促進につながるような情報提供の在り方を検討してまいりたいと考えます。

ただし、kWの需給を常にバランスさせなければならない電気と、パイプラインを通したガスでは、供給構造上の違いもありますので、検討に当たってはこうした点も踏まえて、どのような方法がガスにおいて有効と考えられるのか、丁寧に議論いただきたいと思っております。

最後に、論点3について、自主的な節ガスの取り組みだけでは解消されない事態に至っ

た場合には、国民生活や経済への影響も大きなものになると考えます。ガス業界として、こうした事態に備えた準備と対応を検討してまいります。何人かの委員からもご意見ありましたとおり、取り組みの実効性を高めるという観点から、国の支援策についてもご検討いただければと考えます。

また、電力の需給対策の中で最終保障料金についてのご議論がありました。これについて、ガスにおける状況についてだけ一言コメントさせていただければと思います。

4月は、多くの小売事業者が日本に輸入されるLNGの平均価格、いわゆるJLCですが、JLCに連動した原料費調整制度を取り入れております。都市ガスは電源ポートフォリオのようなものはなく、また市場調達もありませんので、基本的に調達価格と販売価格は乖離（かいり）しにくい仕組みとなっております。現時点において最終保障供給料金との逆転などの問題は顕在化しておりません。

ただし、今後、事業者が高騰したスポット価格で追加調達することによって、自社調達価格がJLCを大きく上回った場合には、電気と同様の議論が必要となり得るということもございますので、そうした事態が懸念される際には、改めて議論をお願いしたいと思っております。私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。以上で、ご発言ご希望、よろしいですかね。

それでは、事務局のほうから各委員、オブザーバーのご発言を踏まえてコメントいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小川課長

まず、電力のほうですけれども、本日もさまざまなご意見いただきましてありがとうございました。

この場でも、これまでもご議論いただいたような情報発信、ご議論いただいた形での手順は踏んではいるものの、その発令だけではなくて、その後の状況ですとか、しっかりきめ細やかに発信していきたいと思っております。

また、足元の状況だけではなくて、むしろ見通しといった点、短期の見通し、さらに中長期の見通しというの、しっかりお示ししていけるようにしたいと考えております。

1点ご質問を、送配電網協議会からいただいております。資料にありましたインセンティブというところ、kWの募集の関係でのインセンティブとして、どういうのがあるのかといったご質問、49ページになりますけれども、ご質問をいただいております。

これは、1～2月を基本としつつも、それ以外の供給力の供出に対するインセンティブというところで、例えばということではありますと、その対象期間外におきましても、その電源、活用できるようなチャンスをつくる。費用を支払う代わりに、そこでの収益が出て、市場で売却の収益をTSOに支払うという形で、限定的な期間だけじゃなくて、その他のところでも、そういった活用の仕組みというの、現在行われていると聞いていますけれども、そういったこともあり得るのではないかと考えております。

その他議論になったところでいいますと、電源の投資の新設の話など、また今後しっかりこの場でご議論いただくような形で、これまでご議論いただきました需給、足元のということとともに、構造的な対策というところについてはしっかりご議論いただければと考えております。電力については以上です。

○野田室長

ガスについてもいろいろご意見をいただきましてありがとうございます。

これからガスワーキングのほうで専門的、技術的な議論を深めていきたいと思っております。村松委員や松村委員のほうからもありましたとおり、ここで想定をしている事象というのは、いわゆるヨーロッパなんかで言われているようなエマージェンシー、緊急事態への対応というようなところでございます。だからこそ、早川オブザーバーでありますとか秋元委員のほうからも、そういったときにおける国の役割ということの重要性というようなご発言もいただいたということかと思っております。

また、長期的な脱ロシアのトランジションというような文脈からというようなことも考えるべきだということで松橋委員からもいただきましたけれども、私ども、メタネーションの議論というところもやっておるわけでございますけれども、こういったところも併せて議論していくということが改めて大事だと認識をした次第でございます。

また、細かないろいろなこれから詰めていくべき論点、情報の出し方でありますとか、そういったところにつきましては、ガスワーキングのほうでしっかり議論をしていきたいと思っております。

また、最終保障につきまして、早川オブザーバーのほうからいただきました最後のご意見については、この後の料金の議論に関わってくる部分かと思っておりますので、そういうところでしっかり今後の取りまとめに向けて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。よろしゅうございますかね。3-1のところ、今、こういう状況ですから、需給問題というのが非常に注目されているわけだけでも、今年の今を過ぎたとしても、夏の問題、冬の問題ということで事務局のほうからご提案、ご報告いただいたわけだけでも、皆さん非常にご心配の面もありますけれども、しかし、方向的には事務局のご提案についてとにかく確実に早くやるというような、そういうようなご指摘だったと考えております。幾つかの点でご参考になるようなこともあろうかと思っておりますので、そういった点についてはご考慮いただいて、事務局におかれましては進めていただければと思います。

都市ガスの需給対策もそうなんですけれども、ただ、都市ガスについては最後のところでちょっとご提案がありまして、本日の委員会でもいろいろ検討を進めるんですけれども、一部については、論点の一部をガス事業制度検討ワーキングで検討してはどうかということでございますので、これについて、よろしゅうございますか。特にご反対もありません

でしたので、その方向にさせていただこうかと思えます。

ありがとうございました。それでは議事を進めさせていただきますが、2番目の議事は、電気料金の在り方についてということと、小売電気事業の在り方、資料の4-1、4-2になります。これのご説明をお願いいたします。

○下村室長

電力産業・市場室長の下村でございます。時間も押しておりますので、少しポイントを絞って、資料の4-1から4-3についてご説明させていただければと思えます。

まず4-1、電気料金についてでございます。この関係、かなりこれまでも何度もご議論いただいてきておりまして、残った論点についてご議論いただければと思っております。

この中では3点の論点を挙げておりまして、まず3ページをご覧くださいければと思えます。論点①、これまでのご議論の中で、小売営業ガイドラインにおいて、小売事業者および需要家にとって参考となるような参考事例、こういったものを類型で示していくということについてご提案差し上げていたところでございます。これについては、事業者が必要に応じて参照することでメニュー作成の一助になるということに加えて、需要家にとっても、その特徴を理解しやすくなるといった効果も期待できるところであります。こういうふうを考えております。

このため、参考事例でございますが、基本的な仕組みを分かりやすく示すとともに、事業者・需要家それぞれにとってのメリット、あるいはリスク、コスト、これを整理して示していくということで、両社にとって有用なものとしてはどうか。

どういうことかといいますと、例えば(1)番の中で、従量料金が固定されたプランといたしたものをお示ししてございます。こうしたものは、需要家にとってみますと、電力価格の高騰などによって料金が高騰しないということになりますので、その点について予見性が高まるというメリットがあるわけでございます。

一方で、需要家にとってメリットのあるメニューというのは、今度、小売電気事業者にとってみますと、変動リスクは全て小売電気事業者側に寄ることになりますので、そうしたメニューを提供するためには、一般的には、ヘッジのためのコストを要するわけでございます。通常で考えられるところとしては、そうしたコストを反映した料金というものが需要家に提示される。すなわち、需要家はその分のコストを負うということが一般的に考えられるところでございます。

このように、リスクの見え方というのが、需要家と小売電気事業者にとって、両方とも反する形になってくるということは想定されますので、こうした形で示して、整理をしていくということとしてはどうかというのはこの3ページでございます。

続いて6スライド目をご覧くださいければと思えます。2つ目の論点でございます。前回までの小委員会におきまして、実際の電源構成と異なる料金調整が行われるといった実態があるといったことについての課題についてご議論いただきました。これは需要側から見ると、何でこの料金に変動するんだろうと、分かりにくさといったことにある分に加えま

して、実際のコストに応じない料金変動が起こるということは、社会全体の便益の向上を図るメカニズムにもゆがみが生じるといった課題があると考えてございます。

この辺について、一方で、実態として大手電力の料金メニューに応じた料金変動するんですよということが、端的な需要家への訴求のしやすさの観点から、経営上、こうした手法を取らざるを得ないんですと、こういった場合もあるといったご意見も他方であるところでございます。

こうした論点について、行政がどこまで関与すべきかというご意見もある一方で、残念ながら実態としてこうした料金体系もまま見られるという現実がある中でありまして、このため、指針において、あくまで望ましい行為という位置付けとして、端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、実際のコスト変動に見合わない料金調整が行われる場合も否定されない。されないものの、一般的には、事業者においてコスト変動を適切に反映する料金体系とすることが、透明性確保および全体の便益の向上といった観点から望ましいという趣旨の記載をすることについて、どう考えるのかといったのが2点目の論点でございます。

それから、3点目の論点が9スライド目でございます。先ほども少し議論にありましたけれども、需要家の受け付け停止問題を巡る論点でございます。前回5月の本小委員会において、旧一般電気事業者においては、各事業者ごとに、標準メニューでの受け付け再開に向けた検討を進めていただくことが期待されるという考え方を示し、おおむね異論のなかったところだと認識をしております。

その後、5月31日、電取委の審議会におきましては、最終保障供給料金の在り方に関する議論のまとめというものが示されまして、実際の電力市場コストに応じた料金の調整を行うといった方向性でのまとめが示されたところでございます。

しかしながら、現状、最終保障供給を受けている需要家の中には、他に選択肢がない中で、やむを得ずそれを選択せざるを得ないといった状況にあるということが考えられます。こうしたことで鑑みますと、標準メニューでの受け付け再開の見通しの立たないままに、一般送配電事業者による標準化、最終保障供給料金の改定のみが行われてしまいますと、こうした需要家の保護の観点からは望ましいとはいえないのではないかと。

このため、各旧一電小売において、標準メニューでの受け付け再開に向けた検討を、やはり速やかに進めていただくことが必要ではないかと。そして、その見通しが示され次第、一般送配電事業者において、電取委の審議会において整理された方向性の下、既存の最終保障需要家への影響も配慮の上、速やかに最終保障供給料金の見直しをしていただくといった、そういう段取りを踏んでいただくことが期待されるのではないかとというご提案でございます。資料の4-1は以上でございます。

続いて資料の4-2をご覧ください。小売電気事業の規律の在り方についてということで、これも、これまでかなり議論をしていただきましたので、今日はその内容を、これまでを振り返って少し整理をするといった趣旨が強い資料となっております。

す。

1 ポツ目、3 ページ以降、事業環境を少し振り返ってございます。5 スライド目をご覧いただければと思いますけれども、足元では、国際的にも燃料価格が非常に高騰しているというところでありまして、JKM、NBPといった指標がかなりボラタイズになり、また、高騰をしているといった事象が生じています。

6 スライド目でございます。そうしたことを背景に、日本の電力市場も諸外国の電力市場もかなりボラタイズに高騰するといったことが起こっていきまして、諸外国と比べるとやや抑制的ではあるといえども、日本の電力市場もかなり高い水準で推移をしているといったのが足元の状況でございます。

8 スライド目をご覧いただければと思いますけれども、こうした中で、今後1年間の先物価格の平均を取ってみますと、約30円といった価格になっておりまして、小売電気事業者は、こうした価格の見通しの下でビジネスを行っていただく必要があると、こういう事業環境に置かれているのが現実でございます。こうした中で、規律の在り方というのが11スライド目以降でございます。

これまでも少しご紹介しておりますけれども、左下の点々の囲いの中、近年では小売電気事業者の撤退といったことも見られてございます。こうした事業者の中には、託送料金の未払い等が生じてしまっているといったケースが存在しています。他方で、需要家から見ますと、需要家はその事実にはアクセスできませんので、その事実を知ることなく、そうした経営状況にある中でも、この小売事業者にスイッチングをしてしまうといった可能性もあるのではないかと。

また、実際にこうした形で債務を重ねて撤退、破綻といったことになってしまいますと、これら不履行となった際には、最終的には託送料金として広く国民の負担となってしまうということでございます。

このため、上の箱の2ポツでございますけれども、足元、小売電気事業のリスクが顕在化している中で、需要家保護、さらには国民負担の抑制の観点から、新たな課題に応じた規制、これを考えていかねばならないのではないかとというのが1つの方向性でございます。

他方で、右下でございますけれども、当初想定していなかったさまざまなビジネスモデルが生まれてきているといったことのご紹介をさせていただいております。例えば、自社グループに対してのみ供給を行うといった形での事業の展開であったりですとか、卸供給だけを行うものだったり、さまざま出てきている。こうしたものも踏まえまして、事業機会のさらなる拡大といった観点から、規制の合理化といったことを考えていく必要もあるのではないかとというのが大きな方向性のご提案でございます。

12 スライド目は、前者、新たな課題に向けた規制の在り方についてでございます。先ほど申し上げたような事案に対して、4ポツでございますけれども、需要家あるいは国は、託送料金の未払いといったものを把握をする仕組みが現在ありませんので、こうしたものに対して、制度的な対応といったものの検討を進めていくこととしてはどうか。

例えばということで、こういう論点について、これから審議が必要ではないかということでありまして、1点目は、需要家あるいは国がそうしたものの、情報を把握する手法をどういうふうに具体的に設計していくのかといった論点。また、これらを把握した場合に、どういった措置を講ずべきかといった論点。あと、今、託送料金ということで分かりやすい例で示しておりますけれども、他にどういった情報を把握、あるいは需要家に周知をしていくのかといった論点があるかと考えてございます。

13 スライド目をご覧くださいと思います。関連する論点でございますけれども、こうした破綻、撤退の中には、事業を他の事業者へ承継するといった事案も出てきてございます。こうした場合、電気事業法に基づいて小売電気事業の全部を他事業者へ承継する場合には、事後届け出で承継を行うといった規律となっております。

その場合、当然、全部の承継でございますので、託送料金等の債務も対象になるわけでございますけれども、実態といたしまして、われわれに相談があった時点で、債権・債務の一部が承継されていないにもかかわらず、この規定で承継ができませんかといった、そういう問い合わせというのでも出てきてございます。

仮にこれを認めてしまいますと、債務を抱えた上で別の事業者へ承継し、またその事業者で債務を抱えてといったこともできてしまいますので、これは国民負担の観点から望ましくないと考えてございまして、やはり規律のとおり全部の承継といった形で購入することが必要だと考えてございます。

このため、こうした考え方、これは、場合によってはこの届け出で承継が認められないといった場合には、承継後の事業者において、無登録営業といった事態にもなりかねませんので、改めて周知をしていきたいということが、この整理でございます。そして、しばらく前回までの先生方のご意見を整理をしております。

あとは、22 スライド目をご覧くださいと思います。ストレステストといったことについても、これまで3月でもこの小委員会でご審議いただきまして、詳細について電力取委で議論いただくということで、現在検討中という政策でございます。引き続き検討いただければと考えてございます。

それから、参考資料は少し割愛をさせていただきます、35 スライド目をご覧くださいと思います。今度は右下の、先ほどの11 スライド目右下の規制の合理化のほうでございます。こうしたさまざまなビジネスモデルが生まれてきているという中で、これら新しいビジネスモデルというものが電力システムにおいてどういう意義を持つものなのかと、こうした意義に照らして、さまざまなルールの中で、どういった規律が必要となってくるのか。こうした場合に、負担、あるいは公平性といったものをどう考えていくのかといった論点について、今後検討が必要ではないかと考えているところでございます。資料の4-2については以上でございます。

もう一点だけ、すみません、資料の4-3をご覧くださいと思います。

ダイヤモンド・リスパンスの促進に向けてということで、前回も、今後勉強会を開催する

等についてご提案差し上げたところでございます。今夏今冬、供給力、需給が非常に厳しい状況でございます。供給面はもちろん、需要面も含めて、あらゆる取り組みが重要となってくる中で、この需要面の取り組みの中でも重要な取り組みの一つが、このDRであると考えてございます。

3スライド目をご覧くださいと思います。こうした状況も踏まえまして、エネ庁では先週金曜日、6月24日、小売電気事業者およそ300社程度にご参加いただく形で「節電・DR促進研究会」といったものを開催させていただきました。

ここでは好事例の紹介ですとか、どうやったら取り組みができるのか、あるいは他省からの補助事業などについてもご紹介をさせていただいたところでございます。資料とホームページに載ってございますので、ご覧くださいと思います。

それから、5スライド目をご覧くださいと思います。これは昨日でございますけれども、エネ庁では、このDRに関する役立つ情報を掲載したホームページ、左下に「電気はおトクに賢く使う時代」などと書かれてございますけれども、こうしたものの開設を行ってございます。ご家庭、あるいは企業の皆さまが節電・DRを実施していただく上で、どういった小売事業者がDRメニュー、あるいはキャンペーンなどを行っていただいているかといったことをより把握しやすくするために、こうしたサービスを提供していただいている小売電気事業者の一覧なども提供させていただいているところでございます。

6スライド目をご覧くださいと思います。現時点まで、エネ庁のホームページに、全小売事業者にお問い合わせをさせていただきまして、このホームページへの情報の掲載にご賛同いただいた事業者は、現在この33社でございます。こちらGoogleなど検索サイトでたたいいただきますとこのページ出てきまして、各社でどういうDRのメニューが提供されているのかといったことが概括でここに示させていただいてございます。

私どもといたしましては、こうしたリスト化、どんどん充実をしていくということを期待をしているところでございます。ここにはない事業者の皆さまも、DRメニューを始められたといったことがありましたら、ぜひ事務局までご連絡いただきまして、掲載のご相談を頂戴できるとありがたいと考えてございます。

7スライド目をご覧くださいと思います。こうしたDRの取り組みというのは、当然、いざここ数日のように非常に需給が厳しいといった場合の需給の安定化に資するものだと考えてございます。また、小売電気事業者皆さま自身にとっても、特にこうしたJEPX、今、スポット価格も非常に高い状態が生じています。こうした場合には、事業者の皆さま自身にとっての経営安定化にも資するものだと考えてございます。

さらには、こうした取り組みにご参加いただく、もちろんエアコンを使うということも大事でございますので、その範囲内ということになりますけれども、こうした取り組みにご協力いただける範囲で参加いただく国民、企業の皆さまにとっても、特典がもらえるといった直接的なメリットもございますし、この1ポツに書いてあるのは、こうした取り組みに、より多くの皆さまのご参加をいただければと、日本全体にとってもメリットがあ

るものであると考えているところでございます。

これは何を申し上げているかという、先ほどJ K Mの価格も非常に上がっているということをご紹介いたしましたけれども、日本のエネルギー調達はかなり長期契約はあるものの、一部はL N Gのスポット調達もせざるを得ない状況にあります。こうした皆さまのご協力がありますと、特に高騰しているL N Gのスポット調達の抑制にもつながってき得るものであると考えてございまして、こうしたことが実現しますと、電気料金コストの抑制にもつながってくるのではないかと考えております。

このため、既に各社において独自のDR・節電プログラムなどの取り組みが進められているところではありますけれども、これを官民連携して、より一層加速していくことが重要であると、こういう問題意識を持っているところでございます。

8スライド目をご覧いただければと思います。こうしたものを促進していくためには、幾つかのレイヤーごとのアプローチが必要であると考えてございます。まずは、ご参加いただく登録率をいかに増やしていくのか。まだまだ周知、十分ではないところもありますので、多くの国民、企業の皆さまにご参加いただくことが重要であると。

2点目といたしまして、登録いただいて、実際に節電してみようという形で参加をしていただく、この割合を増やしていくということが重要である。さらに非常に厳しい場合には、その参加をするに当たっての節電の量、これを増やしていくことが重要である。こうした要素を一体として推進していくことによって、日本全体の電気の効率的な利用をしっかりと進めていくことが重要であると考えてございまして、引き続き本日もご審議いただければと思いますし、政府、部内でも検討を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。先ほど冒頭のところで、DRについてちょっと言及したりしていただきましたけれども、今お聞きのように、このようなDRを進めるということで、いろいろとご検討していただいているということでございます。

それでは、以上のご説明について、皆さんからご意見、ご質問、受けたいと思います。同様に、チャットでご発言ご希望ということで、こちらにお知らせいただければと思います。いかがでしょう。どなたかいらっしゃいますか。

小売の在り方、料金の在り方、それから小売の事業の在り方についてはずいぶん議論してきたので、だんだんと収束に向かっているところの今日のご報告というようなことだったかと思えます。DRについては新たに始めるころだと思えますが、いかがでございましょう。

村松委員がご発言ご希望ということでしょうかね。どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。ご説明いただいた内容で、まず資料の4-1から発言させていただきます。電気料金の在り方の論点2ですけれども、電源構成と異なる燃料費調整、こ

れについては、実態に合わせた形でというのをガイドラインに入れるといった観点、これは一つ分からなくはないんですけども、実態のところを考えると、やはり以前から私発言しておりますように、需要家にとっての分かりやすさであったり選択のしやすさということからは、現状是認という意見でございます。

タイミングによって電源構成、調達の方法が大きく変動する事業者というのもあると思います。不当な利益獲得を目的として、いたずらに異なる電源構成に基づく燃料費調整を目指しているものではないと考えておりますので、きっとガイドラインに入れても、果たして事業者としてこちらにきちんと従うことができるのかという懸念は持っております。

続きまして、論点3ですけれども、こちらはLRについて、まずは標準メニューでの再開の後押しといった観点で事務局提案を受け取りました。LRを利用している需要家の立場として、また市場全体で標準メニューがきちっと再開されるのが重要だという観点では、極めて合理的な内容だとは思いますが。

ただ、一方で違和感がありましたのは、LRは一送で、標準メニューは小売事業者ということで、同じ旧一電の中でも別々の法人での対応ということを国から要請するという点について違和感があったということ。もう一つ、LRの料金改定の遅れによって一送に生じるゆがみ、今日の前半のほうでの資料にもございましたけれども、一送にゆがみが生じていて、本来果たすべき一送の機能というのに影響を及ぼしているという現状を考えますと、現時点でどちらの解決を優先と考えるべきか。LRを利用している需要家の立場を保護すべきと考えるのか、それとも、一送が社会的電力システムにおいて被っているゆがみ・弊害のほうが重要性があるのか、どちらの立場で見るとかによって、どちらを選ぶのかというのが変わってくると思っております。

現状の、需給がひっ迫していて、一送の調整力機能が、極めて重要な状況にある中で、果たしてLRの利用の需要家保護を優先すべきなのかということは、全体を俯瞰（ふかん）して決めるべきではないかと考えております。

続きまして、資料の4-2ですけれども、小売事業の在り方についてということで、あまり好ましくないような事業者行動のモニタリングや託送料金未払いにつきましては、何度も重ねて問題の所在だったり、モニタリングの方法など、こういったものを事務局にお示しいただきまして、議論を重ねてまいりました。

ただ、これらを使ってこれからどうしていくのか、どういう枠組みでやっていくのかというのが、ちょっとまだ見えなくて、私も先走って解釈してしまっていた向きはあるんですが、2つ考えられるのかなと思っております。

1つは、そういったあまり好ましくない小売事業者を、行政の立場としてきちっとモニタリングして指導していく。不具合がある事業者があった場合には、それを消費者の方々に注意喚起という形で公表していくというやり方が1つだと思います。広く国民が使う消費財を安心して供給を受けられるという消費者目線で見ただけの場合には、こういった行政からの指導というのが重要視されると思います。

一方で、もっと進んだ姿というんですか、各社のリスク情報をそのまま公表して、需要家自身が判断して、契約する小売事業者を選んでいくといった進め方というのももちろんあると思います。この場合には、消費者自身が賢くなって、勉強した上で判断するというスタンスを啓蒙（けいもう）していくという立場になってくるとと思います。これはどちら側を取るつもりなのかで、何を公表していくのかということが大きく変わってくると思うんですね。

もし後者を取るということであれば、かなり生々しい情報を発信した上で、「どうぞ消費者の皆さんが判断してください」という話になると思います。そうしたときに、前回申し上げたことの繰り返しになってしまうんですけども、情報の受け手が適切に理解して判断する行動に資する情報が発信できるのかということ、2番目に、情報発信側のご負担、対応能力、そして3番目には、公開される情報の信頼性、これでミスリードすることがないようにといったこともきちんと考えた上でという発信の仕方になりますので、ちょっと枠組みのほうを先に決めていく必要があるのかなと考えております。

もう一つだけ、すみません、資料の4-2で、全部承継と部分承継の話がございました。これは四元委員のほうをご専門だと思いますので、ぜひ見解をお伺いしたいんですけども、通常、M&A、ディール取引をやっている場合、全部承継も部分承継も、あり得る取引形態なんだと思っております。

小売の免許を全く持っていないゼロベースの方が参入したいので事業承継をしたいということであれば、おっしゃるとおり全部承継でやらざるを得ないと思うんですが、日常的に見ている話ですと、既に小売の事業をやっているところに、事業撤退する事業者が話を持ち掛けて、アカウントを引き受けてくれないかというような話をしている場合、これは部分承継で全く問題がないのではないかと思っておりました。事務局がおっしゃっている取引の範囲が、私が十分理解できていないのかなと思ったんですが、一般的なM&A取引という観点で、法的に問題があるのかなのかというところは、ご専門の方にお話、ご意見をお伺いしたいところでございます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、日本商工会議所の石井委員、どうぞご発言ください。

○石井委員

ご説明ありがとうございました。資料4-1にある論点③の最終保障供給の部分について、ここで示されているご指摘の点、今後の対応プロセスについては、事務局案で合理的かと思っております。

この問題につきましては、電力契約を締結できずに困っているといった需要家の声が各地の商工会議所にも届いているところです。今後この制度の見直しを進めるとともに、この機会にぜひ、需要家の制度に対する理解および納得性を高めることも非常に重要であると思いますので、最終保障契約制度に関する分かりやすい周知や情報の出し方についても併せてしっかり検討していく必要があると思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。まず、資料4-1ですけれども、論点の1と2についてですが、基本的に、自由料金の世界において、料金メニューというのは事業者が自由につけることができるわけですが、他方で、規制料金の燃料費調整に準拠した料金というものも、当初はこういうのも認めてもいいんじゃないかということをやっていたと思います、なかなかそこから工夫して、いろいろ料金をつくるということまで踏み出せない事業者が多くいる中で、まず論点1の、あるいは2のような形で、自由料金の料金メニューをしっかりと事業者の中で考えてもらうという姿勢をつくってもらうということは重要なかなと思います。

他方で、しばらくたてば、こうしたものも求める必要がない世界というのになるのではないかなと思います。あくまで過渡的なものであるとの認識の下で、論点1、2を認識しているところです。論点3は、この順序でお願いできればと思っています。

次の資料ですけれども、小売事業者に関してですが、小売事業者は、供給能力確保を行う役割、あるいは燃料調達のインセンティブを与える意味でも、非常に重要な役割を果たしていると思います。そうした小売事業者の中で、しっかり供給能力を確保している事業者がしっかり評価される世界というものをつくっていく必要があって、そうしたものを消費者にも見える形で規律を入れていくということについては、私はいいことなのではないかなと思います。

規制の合理化とおっしゃっていますが、これは、合理化というと、規制を和らげるとかなくすという感じで捉えられがちだと思いますが、私は、この件に関していうと、規制をしっかりと適正に働かせるような方向で議論していくということが極めて重要なかなと思っています。以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。時間も押していると思いますので、資料4-1の論点2に限ってコメントさせていただきたいと思いますが、若干、記載ぶりが、私にはちょっと理解できなかったんですけれども、いわば、コスト変動を適切に反映したものが望ましいということで書かれているわけですけれども、要は、例えば新電力で100%買ってきて、JEPXから買ってきているというところでいくと、そうすると、その料金に、価格に合わせた料金体系しか認められないというふうにも読めるような気がしまして、この辺り、問題意識としては、燃料費調整制度に準拠した部分で合わせたものばかりではちょっと困るというようなことだと思うんですけれども、コスト変動を適切に反映する料金体系という、そのコスト変動という部分が、ちょっと用語がよく分からない。

そうすると、恐らく、変動と言っていますので、その変動がどういうスパンなのかということもあると思うんですけども、ちょっとこれだけだと誤解を与えるんじゃないかなと思いますし、また、前回もちょっと議論があったように、再エネ 100%はどうかとしても、再エネ 100%の料金体系、仮にそうだとすると、それで料金の変動が燃料費調整に合わせているというのは、安いところも提供する——高いところばかり取っていくというのだと困りますけど、安いところも含めてさまざまな料金体系のメニューを提供すること自体は重要だと思いますし、一方で、固定的に料金の変動しないという料金メニューも提供すること重要だと思いますので、いろいろそういう点で、自由化の中で多様性のある料金体系を提供していくということが望ましいと思っていますので、そういう観点からして、ここまで強く縛ったような形の用語に文言を追加するというのはいいかということのは、ちょっと疑問に思いました。最後、さらに「望ましい」ということが書かれていますので、結構強いので、そこも含めてもう少しご検討いただいたほうがいいんじゃないかなという感想を持ちました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、四元委員、どうぞ。

○四元委員

四元でございます。村松委員がご発言をされて、ちょっとその関連で、若干法的なというご発言があったので、補足というか、私も十分理解していないかもしれませんが。

資料4-2の13ページのところだったと思いますけれど、事業の全部が承継されないと、債権・債務も含めて一切合切の承継じゃないと、いわゆる電気事業法の2条の7でいう承継の規定は使えないよということで、村松委員おっしゃるように、M&Aの場面で、どの部分をどう持ってきましょうと、これはあらゆるやり方があって、事業といっても、事業のどの部分を持ってきます、債権・債務もどれだけ承継しますというのは、おっしゃるように、もういろんなやり方があると思います。

それで、電気事業法の2条の7であくまで想定しているのは、一切合切なんだよということなので、実務上、いわゆる事業譲渡の方式を取ったときに、この一切合切だということをどうやって国の側でも確認するのかなというのは、ややよく分からないところであるんですけども、私が理解したところでは、とにかくあらゆる債務も含めて、ほとんど包括承継のように持っていくのが2条の7で、それ以外のM&Aも別に禁止はしてなくて、そうだとすると、2条の3とか2条の6のほうでいくんじゃないかと理解したんですが、ちょっと理解が違ってれば、後で事務局のほうでご教示いただけたらと思います。

2条の7は、そういう意味では事業譲渡の場面ではなかなか使いにくくて、合併とか分割とか、そういうところだと乗りやすいんでしょうけれど、事業譲渡の場面だと、とにかく全部を承継しますとあって、それを国の側でも何らか確認をしなければならないという意味で、ちょっと大変だなと思いますが、概念としては理解いたしました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

1つは資料4-1の料金メニューについてでございます。私、先ほど秋元委員がおっしゃったことにやや賛同するところがございまして、燃料費調整制度のような、電源構成に応じた料金ということと、もう少し小さい新電力はJEPXからの調達为主体になっているというところで、全然違う形になっているということはよく理解するんですけども、その一方で、規模が2桁、3桁違うわけですし、結局そうなると、いわばマーケットでいえばある種の均衡なんだけれども、規模が違うために、いわゆるシュタツケルベルグ均衡という、力が全く比べ物にならないほど違うので、大手の旧一般電気事業者さんが出される料金メニューを見て、それを参照して、小さいところはそれを参照しながら、またそれに似せたメニューにせざるを得ないというような、そういう力関係があるんですね。

ですので、自分たちの原価に応じてやれという、それだけでは、確かにこういうマーケットで、圧倒的に力が違う者がある種の競争をしているという状況においては、やや、原価に応じてやれというだけでは難しいところがありますし、再エネを使って地産地消を掲げてやっているような自治体電力みたいなところは多いんですけども、それとてほぼ大部分がFITですから、FIT電源だからそれも調達コストがJEPX価格に連動するわけです。

だから、状況によっては、電源構成でミックスされている以上に変動が大きいという、そういうものなので、そこをどう考えたらいいか、私もそんな妙案があるわけではありませんが、ともかく原価に応じてというだけでは厳しいんじゃないかなという。もう少し小さいところのことも考慮に入れてお考えいただけるといいかなと。本当に3人や4人でやっている自治体電力に対して、料金メニューをきちんと計算して作る能力すらないということも正直あると思います。取りあえず以上にさせていただきます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

まず、最後にご説明いただいたDRに関して、事務局のほうから、社会的な意義を強調してご説明いただいたと思います。とても重要な点だと思います。

かなり大規模な、大きな金額のインセンティブを入れるのでない段階で、単に少額の金銭的な利益だけ与えるということをする、逆効果になりかねないということは、いろんな社会実証で知られていると思います。

しかし、そのときに、ここで行われていることは、社会的に非常に大きな意義があるこ

とを、懇切丁寧に説明し、そのように社会的に大きな貢献をしてくれた人に対して、ささやかだけれどその利益を還元するというこも、十分丁寧に説明すると、効果が上がるこも知られていると思います。

今回のご説明のように、極めて社会的な意義が大きいことを繰り返し説明する。いろんな形で、今回ご説明いただいたもの、それ以外のものも、いろんな大きな意義があると思います。需給がひっ迫するときに消費を抑制してくれれば、これは停電を回避するという意味で大きな社会的な貢献だし、あるいは逆に、再エネの電気が余っているようなときに積極的に使うことは、再エネの普及に資するというこにもなると思います。

このようなことを、繰り返し、今回のように丁寧に説明していくことがとても重要だと思います。

関係ないことを言うようですが、資料4-1で、今ずっと問題になっている6ページのところです。コストの変動をより適切に反映するというこで、「料金一般についても、コストの変動を適切に反映することが望ましい」との記述ですが、これは、小売のことを言っているのですよね。小売のコストは、突き詰めて考えれば、それは自社電源を持っていようがいまいが、本来は市場価格になるはずで。

仮に自社電源を持っていたとしても、市場価格が高いのであれば、それは高い市場価格は機会費用になっているはず。これを文字どおりに、ちゃんと厳格に、経済学的に捉えようとすると、これは市場価格連動と言うのが望ましいと言っていることを意味しないと、つじつまが合わないと思います。

これに関しては、私の認識では岩船委員がその意義を別の委員会でもずっと繰り返しご発言いただいていると思いますが、その説明は正しいと思っています。

市場価格は非常に高い。その原因は、もちろん燃料費が高いということもあるし、需給がひっ迫しているということもあるのかもしれないけれど、いずれにせよ、市場価格が非常に高いときは、電気の使用を抑制することの社会的な価値がすごく大きいとき。燃料費が高騰しているのであれば、その消費量を抑制すれば、化石燃料の支払いとして国富が流出するのを抑えることができる。あるいは電力の供給の安定性を高めるということでもある。とても価値の高いところで節電する人が、結果的に報われる料金体系と言うこになる。

市場価格が非常に低いときに消費を拡大する。それによって再エネの出力を抑制するというような、そういう消費をする人というのは安い料金で買えるということ。社会的に意義がある消費活動が報いられるようになるという意味では、確かにとても望ましいものだと思います。

先ほどDRのところでも社会的意義ということを行いました、このような市場価格連動料金は、昨今の急激な価格変動の結果、すごく評判が悪くなっているのは事実だとは思いますが、消費者に受け入れ難くなっているのは事実だと思いますが、これはすごく社会的に意義があることを、政府のほうからも、もちろん事業者からも積極的に説明していた

だいて、実際、理解を得るためには相当に長い時間がかかると思いますので、そういうことを積極的に説明していく、説得していくこととセットでないと、いきなりガイドラインに書き込むと、事業者にとってかなりきついことになるのではないかと思います。

ここで正しく書かれているとおり、一方で、端的な需要家への訴求のしやすさというのは、まさに大手事業者と同じやり方をしていないと、安いということを直接示すことができないという、そういうようなことにも配慮してくださっているという、そういう書き方になっている。

そういう現実があるということと、さらに、この委員会では、別の回で、先物だとかを使って変動を抑えやすいのは、どちらかといえば事業者のほうのほうで、需要家が比較的アクセスしにくい。そういうようなものを使って、いわば変動を抑制するという料金を出すのも望ましいと整理したということまで考えると、これが望ましい、だからそれを出すべきだというような形でどこまで強く言うのかということは考える余地があります。それよりも、政府が積極的に、市場価格連動はとても意義がある料金体系であることを、いろんな機会積極的に説明していただければ、と思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他に委員の方、いらっしゃいますか。岩船さんが今入りました。岩船さん、どうぞ。

○岩船委員

すみません、遅れて。今までのお話で、4-1の論点2のところですよ。私もちょっとここは強く言い過ぎかなと。自由化した以上、小売事業者の裁量といいますか。どんな料金体系を作ろうが、小売事業者には自由はあると思いますので、あまりきつくないほうがいいかなと思いました。

4-3のほうのDRの話なんですけれども、今、松村委員からもお話ありましたけれども、実際、小売事業者にとって需給ひっ迫時の需要抑制というのは、小売事業者だけで見るとそこまでニーズが大きくない。もちろん調達費用を下げるというメリットはあると思うんですけれども、本当にkWを下げたいのは一送であり、どちらかという国なのだと思いますので、小売事業者に、インセンティブを支払うような仕組みを維持してくださいというのは、かなり難しいお願いでもあるかと思えます。

その中で、小売事業者さん、いろいろやっていただいて、需要家さんに節電による対価をお支払いするというので、恐らくその対価は今の時点では小さいと思います。ただ、将来的には、例えば容量拠出金を小売事業者さんが支払わなければならないとなると、もっとピーク抑制に対して小売事業者さんから需要家さんに支払えるインセンティブも大きくなる可能性もありますし、何となれば、そのインセンティブ自体を国なり、一送か分からないですけども、容量価値も含めてサポートするというような仕組みはできるかなと。

そのために何が大事かという、節電しました、それに対する対価を払いますという仕組みを小売事業者さんが持つてくださることだと思いますので、今回の仕組みをさまざま

な小売事業者さんに広げていくというのは、非常に価値が高いのではないかと思います。

今、初手として、インセンティブは小さくとも、皆さん大変協力的ですので、暑さの中、厳しい中でも、少しずつ照明を消すとか、部屋を絞るとか、何らか社会規範的にご協力いただけたらと思いますので、まずはこの仕組みを作るというのが重要だと思いました。

その中で、今メディアを見ますと、国から節電ポイントを払いますみたいなお話があって、それが何となく、どんなふうに応用されるのかがまだ見ていないのでちょっと分からないんですけども、なるべくそういう小売事業者さんを後押しするようなしっかりした仕組みになるように、長期的な、DRの仕組みを何らか邪魔しないものになるように、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他に委員の方、いかがでしょう。ちょっと時間もあれですので、それではオブザーバーの方のご発言に移りたいと思います。

松橋委員ですか。どうぞ。

○松橋委員

すみません、時間がないので手短に。今、岩船委員からもお話があったDR、非常に重要だと思うんですが、東京電力とか北陸電力の例が挙げられておりましたが、実はこれも大手も重要ですし、これこそ自治体さんがやられているような小さい小売事業者さんが、本当は地域住民に近いところにいるので、例えば地域の通貨と一体になって、地方創生等に、少しでも地域の活性化に役立てるとか、そういう意味で、とても活躍できる場所なのではないかと思います。

これも小さいところが、まだ力も情報も十分行き渡っていないというところで、まだできていないんだと思いますが、本来は、そういうところは非常に活躍できる場所だと思いますので、ぜひ行政の側からも、今後もそういったところにも情報を出していただき、そういった地域の電力にも活躍していただきたいと思っております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、エネット谷口オブザーバー、どうぞ。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。手短に2点お願いします。

まず、資料4-1の論点3の最終保障供給料金の改定についての整理ですが、この資料で整理されている方向性には賛成です。標準メニューでの受付再開に向けた検討を踏まえた見通しが示され次第という表現のところ、事業者によっては、もしかしたら解釈が異なる懸念もありますので、もう少し具体的な、受け付け再開時期とか、条件とか、開示手段といった、見通しの中身の明確化が必要ではないかと思います。ここがあいまいなままに最終保障料金の見直しが先に行われて、結果として、最終保障約款しか選択できない需要家が不利益を被るといったことがないように進めていただければと思います。

それからもう一点、資料4-2の、小売事業者の在り方についてですけども、託送料

金の未払いといったような問題が生じている中で、事業開始後のストレステストというような、何らかの対策が必要であるということは理解しておりますが、この対策が小売事業者への過度な負担となって、事業活動への影響が生じるというような懸念もございますので、そういった点にも十分配慮いただいて、例えばストレステストを実施する場合でも、対象とするものの条件や内容、それから負担、運用方法といったことについても併せて整理をお願いできればと思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、送配電網協議会の平岩オブザーバーですね。どうぞご発言ください。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。送配電網協議会の平岩でございます。私からは、資料4-1の論点3の、最終保障供給料金の改定について1点申し上げます。

9スライドにおいて、標準メニューでの受付再開の見通しが立たないままに、最終保障供給料金の改定のみが行われることは、需要家保護の観点から望ましいとはいえないとの方向が示されています。最終保障供給料金は、本来、一時的なセーフティーネットを果たす役割だと認識しておりますが、市場価格の高騰などに伴い、自由料金との逆転現象により、常時、依存を引き起こし、結果として、最終保障供給料金が小売市場の競争環境にゆがみを生じさせている状況となっております。

このため、一般送配電事業者としては、旧一電小売の標準メニューの扱いいかんにかかわらず、小売市場の競争環境の歪みを是正するために、制度設計専門会合で整理いただいた内容による早期の見直しが必要と考えています。

先ほどの資料3-1の議題で、最終保障供給に関して、安定供給に必要な供給力確保の懸念や、現行の最終保障供給料金の適切なコスト回収の課題について、対策の方向性をお示しいただいたことに感謝申し上げます。最終保障供給料金の適用件数は足元でも増加しており、また、これから夏の高需要期を迎え、一般送配電事業の事業運営に与える影響がさらに大きくなるという観点からも、早期に見直しをさせていただきたいと考えます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、電気事業連合会佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。まず、資料4-3のダイヤモンド・レスポンスのほうのお話をさせていただきます。

効率的な電気の利用に向けて消費者の意識を高めていく取り組みについては、かねてより電力各社においても取り組んできております。今年度は、節電やダイヤモンド・レスポンスについても、各社創意工夫の上でサービスを検討、提供している最中でございます。

仮にですが、最近報道されております電力各社の節電プログラムを活用したポイント支

援を行う場合に、システム改修ですとか運用の変更が必要になる場合も考えられます。この場合、その費用負担をどうするのかとか、電力会社ごとの節電プログラムの内容の違いや、経過措置料金適用中の契約をどう捉えるかといったことなど、実務面の課題、実現の可能性、公平性などを十分に踏まえた検討をお願いいたしたいと思います。

続いて、資料4-1の電気料金の在り方のところですが、9ページにおきまして、各旧一電小売において、標準メニューでの受け付け再開の見通しが示されたエリアから、最終保障供給料金を見直す旨の方向性が示されておりますけれども、現行の最終保障供給料金の見直しと、自由料金であります標準メニューの受付再開とを紐付けることに違和感を覚えるものであります。

標準メニューにつきましては、前回の小委でも発言させていただきましたとおり、審議会での議論内容、3月の制度設計専門会合でお示ししていただいた独占禁止法、電気事業法上の観点および現状の事業環境や既に契約を締結して供給を行っている需要家への影響等を踏まえまして、最終的には各事業者にて判断するものと考えております。私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、よろしゅうございますかね。よろしければ、事務局から、今までのコメントに対してお答えいただきたいと思います。

○下村室長

事務局でございます。本日もさまざまご意見頂戴してありがとうございます。

まず、資料の4-1の関係でございますけれども、論点②につきまして、本日もさまざまご意見いただきました。これは本当に難しい論点だと思っております。いろいろ趣旨はこれまでもご議論いただいたとおりで思っておりますけれども、かなり書きぶりも含めて少し誤解を招く面もあったかと思っておりますので、この点、今日の議論も踏まえまして、少し慎重に考えていきたいと思っております。

それから、論点③についてもさまざまご意見、賛成の意見、それから慎重な意見というものもいただいたと思っております。ただ、日商の方からもご意見頂戴しましたがけれども、電力供給を受けられない需要家の方が、今、足元、非常に増えているという状況、これをどう考えるかということでもあります。

一般送配電事業者も、苦しい市場状況の中で供給を行わねばならないといったご意見も頂戴しましたがけれども、これ、この後で出てまいりますけれども、そうした費用についての適切な回収といったことを併せて議論をしていく必要があると思っております。逆に、それをしないと、引き続き今電力契約ができない方が非常に苦しい状況にある、い続けてしまうということ、これはなかなかそれも厳しいと考えており、それらを全体で考えると、今回の事務局の提案ということが最も合理的な解ではないかということで、ご提案を差し上げているものでございます。

続いて資料の4-2でございますけれども、こちらについては、村松委員から13ページ

の考え方についてご指摘がありまして、こちらについては四元先生からのご指摘のとおりでございまして、この2条の7の事後届で承継いただく場合には全部承継ですよといったことの確認でございました。もちろん既に電気事業を行っている者に対して部分的に事業を承継するですとか、需要家にスイッチングをお願いするですとか、こうしたことは何ら妨げられるものではないと考えているところでございます。

それから、資料の4-3につきましても、さまざまなコメントを頂戴してありがとうございます。こちらについては、皆さまからのご意見があったとおり、やはり事業者の取り組みを政府としてしっかり後押しをしていくということが重要であると考えてございまして、皆さまの意見もよく伺いながら、速やかに、何ができるかということを中心に考えていきたいと思っています。

なお、岩船委員から、小売電気事業者自身にとってあまりメリットは大きくないのではといったご指摘もありましたけれども、例えば本日も、東京電力エリア内ではスポット価格200円といったものも形成されていますので、そういう時間帯によっては、相当のインセンティブを付与してでも、そうした調達を避けるということに、一定のインセンティブもあるのではないかなと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしゅうございますかね。この2番目の議題については、いろいろご意見いただいて、少し若干議論すべき点も残ってはおりますけれども、大体全体の方向は、皆さんご同意いただいているんじゃないかなと、私伺っていて思ったところでありまして、次回ぐらいにこの取りまとめをと思っておりますので、何か追加的なコメントでもありましたら、事務局のほうに個別に言っていただければよろしいのかと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題であります今後の電力システムの主な課題について、事務局からご説明いただいて議論しますが、時間の関係もありますので簡単にお願いいたします。

○江藤補佐

資料の5-1でございます。電力基盤整備課の課長補佐をしています江藤と申します。よろしくお願いいたします。小川が外しておりますので、代わりに説明させていただきます。

前半、まさに足元の情勢を踏まえて、厳しい状況、報告ありましたけれども、このパートでは一送の費用回収の在り方といったところからご議論いただければと考えてございます。2枚目をお願いいたします。

本日のご議論でございますけれども、まず前半、足元の一送の状況でございますけれども、まさに安定供給の中核を担うという役割は、これは変わりません。一方で、再エネ電源の接続といったものを速やかに進めるでありますとか、あるいはレジリエンスの強化、こうした観点から、さらに一層ネットワークを強化していくということが求められてございます。

一方、これらの事業に要する費用でございまして、原則としては託送料金で回収

をしていくというところでございますけれども、足元、事業の実施費用と料金回収のアンバランスみたいなことが発生したりしておりまして、一送の財務に深刻な状況を与えているということがございます。また、足元、先ほどございました最終保障供給、こういったことも一つ課題として挙がっているところでございます。

そういった観点から、足元、本日はこういった情勢をご報告の上、今後の費用回収の在り方というところで幅広いご議論をいただければと考えてございます。

続きまして、4ページ目、お願いいたします。足元の情勢でございますが、先ほどの最終保障供給等に加えまして、事業環境の変化というところがあると思っております。まず、調整力に関しましては、需給調整市場の開設に伴いまして、DR事業者や新電力、こういった新規参入者が入ってきているということが一つございます。

併せて、送電網の整備でございますけれども、今後の増強に加えまして、高度経済成長期に整備したものの更新、こういったものも必要になってくるということが事業環境の変化としてあるかと考えてございます。

かかる観点から、17枚目、お願いいたします。足元いろんな課題がございますけれども、大きくは短期的な課題3つと、中長期の課題ということで分けてございます。

まず、17枚目が短期的な課題の1つ目でございますけれども、三次調整力②になります。こちらFITの関係で、再エネ予測誤差に対応するための調整力でございますけれども、確保費用が自動的に全て補填される仕組みではございませんで、ご案内のとおり、一送の予測誤差を削減するインセンティブが働くような仕組みという範囲で、再エネ賦課金のほうを活用しているという状況でございます。

足元、2021年度分につきましては、実績値の特定が困難ということもございましたので、試算の結果を基に交付金を算定したといった状況でございます。結果、燃料価格の高騰などによりまして、その差額が1,000億円近いということがございました。足元800億円程度の交付といったことで、足元の短期的な課題ということで挙げさせていただいてございます。

2つ目の課題、19ページ目、お願いいたします。こちらも先ほどご議論ありましたけれども、最終保障供給の費用というところでございます。さらに電事法上のセーフティーネットの位置付けでございますけれども、昨今の市場価格の高騰などを踏まえまして、料金の逆転現象が起きていますということで、このLRの申し込みが急増している状況でございます。

足元6月15日時点では、全国で1万4,000件程度の申し込みが来ておりまして、これは安定的に必要な供給力を確保できるかという課題がございます。併せてその調達費用、こういった観点から、収支の悪化ということも想定されるということで、先ほどの資料の4-1含めまして関係の審議会でご議論いただいているところでございます。

続きまして、21枚目、お願いいたします。短期的な課題3つ目でございますけれども、kW/kWh 公募の費用でございます。こちらも同じようなお話でございますけれども、足元、

原則としましては、提供者が市場に供出をして、その収入で賄うことを基本としてございますが、不足分につきましては託送料金によって回収されるという仕組みになってございます。

こちらの費用につきましても、基本的にレベニューキャップの中で原価に加えられる仕組みとなっているというところがございますけれども、公募量がさらに増えていくと、費用も増大しますよというお話であったりとか、あとは期ずれの問題、こういった影響が今後懸念されるといったところで、課題として挙げてございます。

続きまして、23 ページ目、お願いいたします。中長期の課題というところであります。まさに周波数維持とか、あとは最終保障供給、こういった観点から、安定供給の観点から一送の役割というのは極めて重要なものになります。加えまして、今後再エネの導入拡大の中で、安定供給・レジリエンスを強化する中で、まさに系統整備とか調整力の確保、こういったもので追加的な対策費用が発生していくというところがございます。

足元、レベニューキャップの中で、こうした必要な投資をしっかりと確保しながら、効率化を両立させていくというところがございますけれども、今後、エネルギーを取り巻く情勢の変化とか、技術開発の動向とか、そういったものを踏まえながら、費用回収全体の在り方として、円滑に事業を実施していくための方策ということが、議論が必要かと考えてございます。以上が課題でございます。

最後 27 枚目お願いいたします。こういった課題がある中で、今後検討を進めていく必要がございますけれども、基本的な方向性と検討の視点というところで最後書かせていただいております。

まず、基本的な方向性でございますけれども、まさにレベニューキャップ、始まっていく中で、より一層の効率化といったものが重要になってくると思っております。要すれば共通化であったりとか、広域化とか、そういったことが必要になってくるということでもありますけれども、そうしたときに、エネルギー政策の観点からは、こうした効率化の努力に加えて、レジリエンスの強化とか再エネ導入、こういった政策目的がございますので、これに対する寄与度を継続的に評価をしていくことが必要かと考えてございます。

そういった観点から、今後こういった取り組みにつきまして、エネ庁および関係機関連携しまして、定期的に確認をしていくこととしてはどうかというものが、ご提案の1つ目になります。並行しまして、発電側課金でありますとか、再エネ賦課金の活用、最終保障供給の費用とか、そういったものについての回収方法については、年内をめどに検討を進めることとしてはどうかというのがご提案の2つ目になります。

続きまして、28 枚目、お願いいたします。最後、検討の視点というところがございますけれども、受益者という観点から申し上げますと、もともと各エリアの中で需要家が出資しますというところでありましたけれども、その後、再エネが入ってきたりとか、あとは広域的な運用が増えていく中で、受益の範囲が全国に及ぶものもありますよねといったご議論をいただきました。そういった観点から、全国調整スキームでありますとか、再エネ

賦課金を原資として充てる仕組みというものが整備をされているところでございます。

今後、まさに電力システムの強靱化や脱炭素化、さらなる効率化、こういった役割が増していく中で、こういった事業による受益についてどのように考えるかというところが一つ視点としてあるかと考えてございます。

例えば、送電網、連系線をなんか引いていきますと、再エネに資する部分とレジリエンスに資する部分ということが同時に寄与する可能性があるわけでございますけれども、こういった便益をどう切り分けるのが考えられるのかというのが、1つ目の視点として挙げさせていただいてございます。

2つ目が、便益に応じた費用の負担策というところでございますけれども、足元、託送料金と再エネ賦課金ということがございますけれども、こういった中で、費用負担の考え方がありますとか、これらの改訂の頻度が異なることについてどのように考えるかというところが2つ目の視点として挙げさせていただいてございます。以上、事務局からですが、今回、課題の提示と視点の提示ということで、今後、詳細の制度設計については、大量導入小委など、関係する審議会で検討していければと考えてございます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは続いて。

○市村制度企画調整官

制度企画調整官の市村と申します。私から、資料5-2と5-4について、ポイントを絞ってご説明させていただければと思います。

まず、スライド3枚目をお願いいたします。資料5-2の3枚目でございますが、本小委員会におきまして、昨年秋口から年末にかけて、日本全体での需給バランスが維持されている一方で、卸市場、売り切れの問題ですとか、供給力と調整力の取り合い、こういったようなさまざまな課題が顕在化している、こういったことがご議論いただいたところでございます。そういったところを踏まえまして、電力の効率的な調達、確保の在り方、また各事業者が果たすべき役割について、今後具体的な対応策を検討していくということでご議論いただいたところでございます。

そういったところを踏まえまして、「卸電力市場、需給市場および需給運用の在り方勉強会」といったものが提示されたところでございます。この勉強会に関しましては、昨年12月末から本年の6月20日までの約半年にわたって計6回開催させていただいているところでございます。

第3回目までにおきましては、主に事業者からの課題認識についてのプレゼンテーションをしていただいて、その上で、具体的な、それによって示された課題を、具体的な対応策について議論が行われたところでございます。

本日におきましては、これまでの議論について、大きな方向性ですとか、今後さらに検討を深めるべき事項についてある程度明確になってきたということもございますので、取りまとめのご報告をさせていただければというところでございます。

スライド5ページをお願いいたします。まず、本勉強会におきましては、電力システムの目指すべき姿ということで、電力の安定供給の確保、また、持続可能、効率的かつ公正な電力供給の実現ということで、日本全国として、再エネの最大限の導入によって再エネの市場統合が進み、需給運用上の不確実性が拡大する、そういった中でも、安定的かつ持続可能な形で日本全国で最適運用が可能な需給運用・市場システムといったものが目指すべき姿ということで議論がされたところでございます。

それを踏まえまして、6スライド目をお願いいたします。この電力システムの目指すべき姿を実現するといった観点からは、市場と各種制度といったことの関係でございしますが、こういった目指すべき姿を実現するための手段ということで、目指すべき姿の実現のために必要な機能・検討の視点ということで勉強会においては議論が行われたところでございます。大きく分けまして燃料確保といった観点と、安定供給のための電源起動・メリットオーダー、こういった大きな2つの観点からご議論いただいたところでございます。

続きまして、スライド10ページ目をお願いいたします。まず燃料確保といった観点でございしますが、大きく分けて2つの観点、1つは、長期契約を含めた燃料調達ポートフォリオに関して。また、2つ目に関しましては、2カ月前までの確実な燃料調達、こういった視点から議論が行われたところでございます。

まず1つ目の、長期契約を含めた燃料調達ポートフォリオといったことでは、適切な調達ポートフォリオを構築するといった観点からは、やはり一定程度燃料の長期契約が必要ではないかということ、燃料の長期契約を締結しやすいような環境であれば、発電事業者としては短期的な燃料調達と組み合わせる適切なポートフォリオの構築がしやすくなることにつながるのではないかと。ひいては小売価格の安定化、需要家の燃料価格プランの低下、こういったものにつながるのではないかと、こういった観点から、発電事業者による燃料の長期契約に結び付くような取引を行いやすいような環境整備が必要ではないかということでご議論いただいたところでございます。

続きまして、スライド11ページ目をご覧ください。そういった観点から、相対卸、先物取引、先物取引ということで、燃料の長期契約に結び付くような取引について、具体的にどういった対応策が考えられるかということでご議論いただいたところでございます。ここにつきましては、引き続き検討を深めていきたいということでございます。

続きまして、スライド13ページ目をお願いいたします。2カ月前までの確実な燃料調達ということでございしますが、現状、先物市場、取引の厚みですとか、十分なリスクマネジメントを行っていない事業者が一定程度存在していること、加えまして、LNGの調達というのは実需給から2カ月前までということで、その不確実性、期間の不確実性といったところがある。こういった観点から、市場メカニズムを十分機能させるとともに、確実に燃料調達を行うといった観点から、具体的な対応策の検討が必要ではないかということで議論が行われたところでございます。

14 スライド目に関しましては、先物取引等の活性化ということについて、引き続き検討

が必要だということで整理させていただいています。

続きまして、15 スライド目、こちらに関しましては、発電事業者に関しましては、燃料制約を発生させない調達努力といったものを求められているという一方で、燃料消費量を合理的に予測できないといった課題がございますので、具体的などという情報をより提供することが燃料調達の確保につながっていくのかと、こういったところをご議論いただいたところでございます。その検討の際においては、費用対効果ですとか、冒頭村松委員からもご指摘いただきましたが、燃料の上流側への影響、こういったところも踏まえて検討することが必要ということでご議論いただいているところでございます。

続きまして、17 スライド目をご覧いただければと思います。小売事業者のヘッジ取引の促進ということで、こちらにつきましては、小売事業者のヘッジ取引、燃料調達を確実にしていく観点からは、ヘッジ取引をさらに促すことが必要ではないかということで、リスクヘッジの取り組みの内容についての公表ですとか、ストレステストを通じたヘッジ取引を促していく、こういったようなことが必要ではないかということでご議論いただいたところでございます。

一方で、勉強会におきましては、一定量の義務付け、相対契約ですとかヘッジ取引の義務付けということでございますが、そういったことに関しましては、誤った水準を設定すると、大きな非効率を生む可能性ですとか、水準の設定が難しいということで、慎重な意見が多かったところでございます。

続きまして、安定供給のための電源起動とメリットオーダーについてでございます。21 スライド目をご覧いただければと思います。こちらに関しましては5つほど論点を挙げさせていただきます。大きく分けて3つご議論いただいたところでございます。

まず論点1というところで、こちらは週間断面での電源の確実な起動といった観点でございます。起動に関しましては1日以上かかる電源もございますので、揚水の効率的な活用、こういった観点から、1週間前まで何らか電源を起動するための仕組みというものが必要ではないかということでご議論いただいたところでございます。

次のスライド、22 スライド目でございます。こちらは前日からゲートクローズまでといったところで、前日以降、実需給直前までの調整というところでございますが、基本的には市場といった枠組みを活用していく中で、社会的費用最少化のための電力の出力増減、起動・停止についてはどういった在り方が合理的なのか、さらには、時間前市場の活性化のために流動性をさらに向上させるために、こういったものが考えられるかということでございます。

続きまして、23 スライド目をご覧いただければと思います。メリットオーダーといった観点でございますが、勉強会におきましても、先ほど少し申し上げましたが、売り切れの課題ですとか、それぞれ市場が異なったスポット市場と時間前市場、それと一般送配電事業者が調達する需給調整市場、こういったものが異なった時間軸で運営されているということで、それぞれの中ではメリットオーダーが実現しているということでありますが、複

数の市場に分かれていることによる非効率も発生しているのではないかと、こういった課題が示されていたところでございます。

こういった観点から、Three-Part-Offer ということで、ユニット起動費、出力最低コスト、限界費用カーブということで、そういった Three-Part-Offer を導入するとともに、kWh と Δ kWh を同時に約定させる仕組みといったものが考えられるのではないかとということでご議論いただいたところでございます。

スライド 28 ページ目をご覧くださいと思います。今申し上げたようなところをまとめさせていただいた 28 スライド目でございます。こういった形で、前日断面での起動する仕組みということとともに、前日段階で kWh と Δ kWh、こういったものを同時約定していくような仕組み、また、さらには、そういったものの中で、時間前市場で出せるものがあれば、送配電事業者が確保したものについて出していく、こういったような枠組みが考えられるのではないかとということでご提示させていただいたところでございます。

29 ページ目でございます。こちらは、今後検討が必要な論点ということで、具体的な、今後 kWh と Δ kWh を同時に約定させるロジック等々、検討が必要な論点ということでご議論いただいたところでございます。

また、今後のあるべき姿とともに、足元としてもどういったことが必要なのかといったことも併せて検討すべきといったところもご意見いただいたところでございますので、そういったところも踏まえて検討していければと考えているところでございます。

続きまして、5-4 をご覧くださいと思います。資料 5-4 ということで、今申し上げたとおり、いろいろ勉強会のほうでご議論いただいたところですが、今後さらに実務的に、詳細かつ具体的な検討を深めることが必要ということでございます。そういった観点から、具体的に、今後実務検討作業部会による検討を行うということを予定しているところでございます。本日も報告させていただいた内容を踏まえて、今後の検討に当たって留意すべき事務局対応などがあれば、ぜひご意見をいただければと思っております。事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。先ほど長期的な電源の確保の話もあったけれども、それだけじゃなくて、時間を通じてどういうふうに供給を確保していくかと、こういうようなことで、相当詰めた議論をしていただいた、その報告を含めてお話しいただきました。

それでは、これについてご意見伺いますが、今ありましたように、これからもまた議論していくので、皆様のご意見を伺った上で進めるというようなことですので、そういった観点からご指摘をいただければと思います。ご発言、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

村松委員、挙手されていますね。どうぞ、村松委員、ご発言ください。

○村松委員

すみません、時間ないので手短に。資料の 5-2 で、市場を俯瞰した検討ということで

取りまとめいただき、ありがとうございました。供給力確保の方策である容量市場等は議論の対象外で、これは所与のものとしてきちんと確保できるという前提の下に議論されているのだと思っております。そうした場合に、実態に合わせて、今後方向性として整合するのかといった視点でのご検討というのは必要かなと思っておりますので、そこをよろしくお願いいたします。

あと、同じく5-2で、各論で申し訳ありません。17 ページ、燃料調達において、小売事業者ヘッジ取引の促進、これも文脈として、小売にヘッジ取引を促すということが発電側の燃料調達につながるということはよく理解できました。ただ、ストレステストで小売事業者が自社のヘッジ取り組みを検討するきっかけになるということは、まあまあそうだろうとは思ったんですけれども、結果の公表ですとか取り組み内容の公表というのは、これはヘッジを促進するために公表という大きな舵を切るのかという観点もありますので、慎重な検討をお願いできればと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他に。大橋委員が先ですね。大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。資料の5に関してですけれども、今ご説明を伺って、大変いい議論をしていただいているのかなと思っております。今、需給ひっ迫下にあって、直前で公募するなりDRするなり、直前で対応しようとする、かなりコストが高つくということもあるんじゃないかと思っております、そういう意味でいうと、価格が安定しているときに、今回長期相対というものをいただいておりますけど、そうした対応も含めて、しっかり事前にやっていくということが費用対効果的にいいケースもかなりあるんじゃないかと思っております。

ちょっと議論の中で若干違和感があったのは、相対を義務付けするというご発言があったように思ったんですけれども、市場メカニズムを入れている限りにおいては、やはり市場の価格のほうでしっかり律する姿をつくっていくということ、それが多分第一の考え方になるんじゃないかと思っております。ちょっと今、需給ひっ迫下でこの議論をなかなかしづらいというのは承知していることではありますけれども、やはりそうした議論というのが本来は筋なのかなと思っております。また、そうした形を取ることでBG側でのさまざまな工夫が引き出せるというメリットもあるということだけ、テイクノートさせていただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。次、秋元委員ですかね。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございました。資料5-2ですけれども、基本的には、kWと Δ kW同時約定という方向の部分の検討について、そうなるのかなと思うところですが、一方で、Three-Part-Offerにして、かなりTSOの権限が強まって、発電事業者の創意工夫の余

地が狭まるような気がして受け取りました。発電事業会社がいろいろな市場を使って利益をどう稼いでいくのかと、その中で設備をどうつくっていくのかという工夫の余地が出てくると思いますが、それを少し減じないかという心配はあったところです。

そういう面で、この検討を進めていただくのはいいんですけども、ちょっと村松委員でしたか、ご発言あったかと思いますが、容量の部分に関してはもう決まっていて、足りているという前提の下でいいのかと、そこ自体がこれによってディスインセンティブが働く可能性がないのかということも含めて、全体最適に資するのかどうかということを含めながら議論を深めていただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

松橋でございます。

○山内委員長

失礼しました。松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

今、秋元委員がおっしゃったところと関連しまして、私も、kW と ΔkW、市場統合していくという方向、理解いたしました。基本的には望ましい方向であると思います。その一方で、秋元委員がおっしゃったところと重なるんですけども、容量市場の動向がやや不安定で、初年度に kW 1 万 4,000 円だったものが、次の年に 3,500 円になっている。事業者の方が、これでは容量の確保が十分できないので、需給調整市場のほうで何とかしたいというようなことを、学会でおっしゃられたのをたまたま私聞いておりましたので、容量市場との兼ね合いをどうするのか、どうやってそれぞれの市場が安定的な価格シグナルを発して、電力システムの安定化につながるのかということについては、今後ご検討をお願いできればと思います。

それからもう一点、リスクヘッジについてお話がありまして、先物を使うとか、幾つか相対を使うというお話がありましたが、現状の先物というのは、こういった新電力の束ねている人にお話を伺っても、要は、先ほども 30 円とかいうお話がありましたが、全く、リスクヘッジというよりは赤字を確定するものでしかなくて、ほとんどリスクヘッジとしての用を足していないという部分もあります。

相対も、それが役に立つときは、すぐにもう話を聞くとさっさと新電力の人たちも契約をしたりしておりますので、それが本当にリスクヘッジに役立つものならば現場は非常に速く動いているんですが、それが動かないということは、残念ながら先物を使ってもリスクヘッジにならないし、役に立たないということであると思いますので、その辺りの現状も踏まえていただけるとありがたいかなと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。資料5-1のほうですけれども、27ページのところに、これまで度々話題には挙がっている発電側課金等を含めて、送配電事業に関する費用の着実な回収の在り方について、年内をめどに検討を進めるとあります。発電側課金の議論は非常に延び延びになっておりますので、きちんとスケジュールの線を引いていただいて、どう進めるのか、議論をお願いしたいと思います。

資料5-2に関しては、これを読むと、比較的長期契約、相対契約含めたものを推進して、手堅くやっていこうみたいな方向に読めるんですけれども、これまで自由化して、スポット市場の取引をどう拡大していくかみたいなことが1つの指標だった気がするんですけれども、ある意味ちょっと一つの方向転換とも読めるわけです。

なので、今後はスポット市場ですとかをどう電力システムの中に位置付けていくのか、その役割をどう位置付けるのかみたいな整理も必要ではないかと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ちょっと委員の方を優先させていただいて、松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

聞こえております。

○松村委員

まず、資料5-1について申し上げます。スライド27のところで、最後のポツで、発電側課金の在り方、再エネ賦課金の活用や最終保障供給の費用など、送配電事業に要する費用の着実な回収の在り方について、年内を目途に検討を進めると明記していただいたこと、感謝します。

最終保障供給の費用のことが大きな問題になったのはごく最近で、再エネ賦課金の活用も、ここ数年で大きな問題になっているのに対して、発電側課金は、もうずっと議論されているもの。さらに、再エネ賦課金の活用は既にされているわけで、これを見直した結果として、極端なことを言えば、これまでの整理で大丈夫ですということ、あるいは、増額するということでも一応答えということにはなるのかもしれないのですが、発電側課金のほうは、まだ導入もできていない状況だということはちゃんと頭に置いて、ここに書かれたとおり、年内を目途に検討を進めて、結論を出すことをとても期待しています。

年内を目途に検討を進めるだけじゃないですよ。もちろん結論を出すですよ。この点念のため確認させてください。あるいは、確実な回収ということに関して議論しているので、そのうちの1つくらい、つまり発電側課金だけは仮に抜けても構わないというつもりで書いているのではないですよ、という点を念のために確認させてください。

最後に出てきた最終保障供給の費用に関しては、前のラウンドでもう一回言うべきだっ

たと思うのですが、電事連からも、標準約款で受け入れを再開するのに合わせて改定する提案に対して、反対意見が出てきました。

これについては、私、相当危機感を持っている。その危機感というのは、思い出してほしいのですが、低圧の制度設計をするときに、経過措置料金規制を設けた。これは最終保障と同じような機能も果たしている。この時に、一部では、いったん自由化料金に出ていった人には適用しなくてもよいとの主張もあった。そういうフランス型の整理があり得た中で、そういう意見も出てきた中で、あえてそれは採用しないで、全ての人が利用できる制度を設計した。なぜそうしたかという、そうしないと競争を壊してしまうかもしれないという強い危機感があったから。

つまり、いったん大手事業者から離れると、その後は、仮に移った先とが破綻したり何かすると、戻ろうとするとひどい目に遭うという恐れがあったら、そもそも競争が働かないのではないかという強い懸念があった。従って、そう整理されたのに対して、今起こっていること、高圧以上のところで起こっていることは、まさにそういう懸念したことが起こっているのかもしれない。公平な取り扱いに関して、相当に疑義がある状態が続いてしまっている。

独禁法上は問題ないのだけれど、しかし一方で、これは競争基盤を完全破壊するようなことをしているのではないかという懸念が、監視当委員会の専門会合でも、草薙委員などからも指摘を受けていて、エネ庁からも、そのような懸念はちゃんと説明されたと思いません。

にもかかわらず、電事連のほうからは、小売としては直ちに対応するとは限らないということが言われたことからすると、不正常的な状態がこのままずっと続くこともあり得るということ。先ほどのラウンドの事務局の提案がいかに合理的な提案だったかということが、これで明らかになったと思います。エネ庁の並々ならぬ、正常化する、公正な市場をつくるという決意が出てきたのだと思います。

その上で、最終保障供給の費用をどう回収するのかという問題に関しては、望ましいことだとは到底思えませんが、場合によっては、送配電部門に義務付けるのではなく、エリアの支配事業者はその供給を義務付ける。経過措置料金規制のような形で、それを大口のところにも広げる制度にかえる、という出口もあり得ると思います。そのような出口を用意することによって、送配電事業者の不安定性を除去することもあり得ると思います。

しかしのそのような制度変更は望ましくないと思いますので、今後、旧一般電気事業者、エリアの支配的事業者が、そもそも標準約款での受け入れを再開するということが相次ぐのであれば、そのようなことは考える必要がないと思いますが、費用の確実な回収という点に関しては、むしろそこを切り離してしまうというような発想だってあり得ることは十分頭に入れた上で、今後議論していただきたい。

次に、資料5-2ですが、先ほどから相対契約の重要性というのが重視されているというのは、私はとても違和感があります。私はそういう報告書、その一定の役割はあるとい

うことはあると思いますが、そういう報告書だと認識していませんでした。

では、確かにLNGを調達する事業者としては、実際に卸市場価格がすごく低迷するということになる。そのリスクが大きくなるということは間違いなく、それは、相対契約によって価格が固定されればそのリスクは低減するというのは、それは事実だと思いますが、それは価格を固定するという効果であって、基本的に先物取引でのヘッジというのでも十分代替できるものだと思っています。

これはスポット市場というのを制約して、むしろ相対契約のほうに誘導していくという、そういう報告書ではないと私は理解しています。解決の仕方の1つの手段だということだと思います。私は、申し訳ありませんが、大橋委員が様々な委員会で何度も何度も何度も繰り返し言っていること、相対契約が必要との議論は、ミクロ経済学の観点から見て正しくない、相対契約の価格安定化効果だけが重要、とずっと指摘しています。そのような意図で書かれた報告書ではないと認識していることだけ発言させていただきました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他に委員の方のご発言、いらっしゃいますか。ちょっと時間も過ぎておりますので、オブザーバーに移って、オブザーバーの方のご発言、簡潔にお願いしたいと思います。まずは送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

平岩でございます。ありがとうございます。資料5-1にて、一送を取り巻く情勢と今後の費用回収について、今回、整理いただきましてありがとうございます。

資料記載のとおり、短期的な課題として、まずは三次調整力②の2021年度の調達費用と賦課金の差額が1,030億円程度と大きく、一般送配電事業者各社の2021年度の経常損益が悪化し、一部の会社は赤字になっております。なお、今年度も燃料価格高騰による調達単価の高止まりが続いております。

また、最終保障供給の費用とkW・kWh公募の費用についても、最終保障供給料金の適用件数の増加や、kW・kWh公募量、頻度の増加により増大する可能性があります。一般送配電事業者としては、効率化による費用抑制に引き続き努めてまいります。さらなる再エネの導入やレジリエンス強化に確実に対応できるよう、短期、中期双方の観点から、送配電事業に要する費用を着実に回収できる仕組みを整備いただきたいと思います。私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。今、大橋委員がご発言ご希望で、どうぞ大橋委員、ご発言ください。

○大橋委員

何度もすみません。僕の名前が出たので発言をすべきかと思った次第です。基本的に、ヘッジをする手段として現物かフィナンシャルかというのは、どちらでもいいと思うんで

すけど、先物で、今時点で十全に支え切れるかという点、先物側にも、それはそれで新たな取り組みという点での問題というのはかなりあるというふうな認識をしています。

そこで足元という観点で言えば、基本的に現実的な話として、これまで経験もし、また実績もある現物のところを中心に議論はさせていただきましたけれども、概して、リスクが起こる前の、事前の段階で、しっかりヘッジをすることが望まれるわけで、その手法について原則として特段私自身のプレファランスがあるわけではありません。以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、電力・ガス取引監視当委員会の内田オブザーバー、どうぞご発言ください。

○内田オブザーバー

本日佐藤事務局長の代理で出席させていただいております内田でございます。資料5-1の関連でございますけれども、今後の費用回収の在り方につきましては、一般送配電事業者の事業に要する費用につきまして、着実な回収を担保するための制度設計というのが大変重要と考えております。その観点から、監視委といたしましても、託送料金の在り方という観点で2023年度から始まるレベニューキャップ制度に加えまして、発電側課金、こちらにつきましても、エネ庁の大量導入小委もそうですけれども、監視委の制度設計専門会合等でも、多くの委員から、早急に導入に向けた検討を進めていくように、早くやってくれということをご意見とともにお叱りを受けているところでございますので、ぜひ記載のとおり、発電側課金制度につきましては、年内を目途に検討を進めていただけることに賛同いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、電気事業連合会佐々木オブザーバー、どうぞ。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。在り方勉強会におきまして、主に燃料確保の在り方ですとか、需給運用の最適化に資する実施上の在り方について、今後の検討の方向性が示されました。

まず、燃料確保につきましては、発電事業者にとって燃料調達の予見性を高める施策についてご検討いただきまして、心より感謝申し上げます。小売事業者によるヘッジ取引の拡大等の検討は、本小委でも議論されております需要家保護の文脈とも整合してございまして、発電事業者への情報提供等のその他の施策も含めて、より実効的な仕組みが検討されることを期待しております。

一方ですが、カーボンニュートラルを目指す中で、国として、エネルギーセキュリティ確保に万全を期す必要がありますけれども、事業者として経営上、負担し切れないリスクが出てくることも想定されます。また、事業者として燃料等の必要量を完全に予測することは困難であること等も踏まえまして、取りまとめにも記載がございしますが、将来の不

確実性に対して国が果たす役割についても、ぜひ議論を深めていただくようお願い申し上げます。

また、卸市場および需給調整市場の同時約定の仕組みの検討を深めていく方向性も示されました。本勉強会は、短期の実需給に焦点を当てた検討であることは重々承知しておりますけれども、中長期的な電源等の確保状況など、システム全体を俯瞰して、必要な安定供給体制が構築できているかどうか、この小委員会でも適宜確認していくことが重要だと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、エネットの谷口オブザーバー、どうぞ。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。勉強会の取りまとめ、ありがとうございます。17 ページの、小売事業者のヘッジ取引の促進のところ一言お願いします。小売事業のヘッジ取引をさらに促すということが重要だというのは非常に理解できる一方で、先ほど松橋委員が、30 円で買うと赤字という言葉がございましたけれども、そもそも、今、先物市場で、30 円で買いたいと言っても、必要なボリューム買えないというようなことが実態でございます。また、相対取引についても同様でございます、ヘッジ手段自体を充実、改善しないと、ヘッジ取引を幾ら促すということもされても、小売事業者はなかなか動けないという実態も踏まえて、今後検討を進めていただくことを要望いたします。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしゅうございますかね。すみません、ちょっと司会者不適ですね。時間を過ぎてしまいました。ご迷惑掛けまして申し訳ございません。今のところ、取りまとめとしては、作業部会のほうでさらに検討していただくということですので、いろいろ議論が出ましたので、ご参考にしていただいて、引き続きご検討を進めていただければと思います。

それでは、ありがとうございました。本日の議事は、以上で終了ということになります。本日も長時間にわたり活発にご議論いただきましてありがとうございました。

これをもちまして第 51 回電力・ガス基本政策小委員会を閉会といたします。本日もどうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。